

令和元年12月2日（月）

於・農林水産省本館7階 第3特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午後1時20分 開会

○常葉経営課長 予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

初めに、林政部長の前島からご挨拶申し上げます。

○前島林政部長 皆様、お疲れさまでございます。林政部長の前島でございます。林政審議会施策部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙中のところ、林政審議会施策部会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日の施策部会では、先日もご議論いただきました森林組合制度と、「令和元年度森林・林業白書」の2つの項目についてご議論いただくこととしております。まず、森林組合制度についてですが、11月の施策部会におきまして、立花部会長を初め先生方からいろいろなご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。本日は、森林総合研究所の堀靖人コーディネータをお招きし、ドイツの森林組合の事例などについてご紹介いただくとともに、林野庁から取り組みの具体的な事例や、森林組合制度の見直しの検討方向につきましてご説明させていただきますと思います。

また、白書についてですが、9月に行われました第1回施策部会でのご議論を踏まえて作成した主要記述事項の案をご議論いただきたいと思っております。主要記述事項案は、例年どおりトピックス、特集章、通常章という構成で作成しております。特集章におきましては、森林にかかわるさまざまな取り組みがSDGsに貢献しており、森林・林業・木材産業そのものがSDGsであるということを説明し、企業や個人による取り組みを広げていきたいと考えております。

本日はさまざまな見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○常葉経営課長 次に、議事に先立ちまして、会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は、委員7名中、全員の7人の委員にご出席をいただいております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

林野庁の出席者につきましては、座席表のとおりでございます。一部の課におきまして代理の者が出席させていただいております。

また、本日は国立研究開発法人森林研究・整備機構、森林総合研究所の堀靖人研究コーディネータにオブザーバーとしてご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。農林水産省では、審議会のペーパーレス化に

取り組んでおります。資料につきましては、お手元に配付しているタブレットでござい
たくこととなります。操作の不明な点につきましては事務局職員がお手伝いいたしま
すので、お尋ねいただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。立花部会長、よろしくお願いいたします。

○立花部会長 皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましては悪天候の中、さら
に師走の大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、森林組合の今後の経営基盤の強化について、「令和元年度森林・林業白書」
の検討について、の2つの議題について事務局からの説明を受け、皆様にご審議を
いただきたく考えております。本日は、16時45分まで、通常よりも長い時間とな
りますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

おおむねの時間配分といたしましては、森林組合にかかわる点を1時間半程度、
その後休憩をはさみまして、森林・林業白書について1時間半程度を予定して
おります。よろしくお願いいたします。

今回、森林総合研究所の堀コーディネータにお越しいただいていますが、日本
森林学会、林業経済学会でまさに今回議論している森林組合に関する研究発表も
されておまして、その代表的な研究者が堀博士です。その内容について、ぜひ
この場でご報告いただき、我々としてもしっかりと議論の題材としていきたい
というふうに考えてお声がけして、ご快諾いただいた次第です。堀博士、本
日はありがとうございます。

それでは、着席のまま進めさせていただきます。

まず、議題1の森林組合の今後の経営基盤の強化についてですが、事務局から
説明に先立ちまして、森林総合研究所の堀コーディネータより、ドイツの小規
模生産者のための協同組合としての森林組合につきましてご紹介いただきたく
思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○堀COD 森林総合研究所の堀と申します。今日はこういう重要な会議に報
告の機会を与えていただきまして、大変ありがたく思うとともに恐縮して
おります。

私ども森林総合研究所ではいろんな研究開発をやっているんですけども、
そういうものをいかに橋渡しできるかということが今問われていまして、
こういう発表させていただく機会はまさにそういう機会ということで、
私どもの職場としても大変ありがたく思っております。では、着座にて
ご報告いたします。

では、資料1-1を見ながらご説明したいと思います。

今日は、木材販売のための協同ということで、ドイツの林業連合についてご報告させていただきたいと思います。

今日の話題ですけれども、大体この4つで構成されています。1つは、ドイツ林業の活性化とその背景としての木材産業の展開を最初にお話しします。あと、山元の対策としての木材販売の組織化、いわゆる林業連合を設立して販売窓口を一本化したり大口化したりといった対応をしているということです。あと、事例を幾つか紹介して、そこから得られる示唆を報告したいと思います。最後にまとめになります。

最初に、3枚目ですけれども、ドイツと日本は大体どんな感じかというイメージを持っていただきたいということで、簡単にまとめています。国土面積はほぼ一緒です。人口は日本のほうがかなり多く、1億2,700万人いて、ドイツは8,000万ちょっとです。いわゆる日本もドイツも世界屈指の先進国で、一人当たりのGDPもかなり上位に位置しています。日本は一人当たりのGDPは32位になるんですけれども、ドイツは23位となっています。土地利用の特徴は、ドイツは森林より農地のほうが多い状況になっていまして、日本は3分の2が森林ということで、そういう点では水田農業といわゆる畑作、畜産の農業との違いがここでわかると思います。

あと、注目していただきたいのは、人工林の面積ですけれども、日本は約1,000万ヘクタールと言われていまして、ドイツの森林面積は30%が森林ですけど、大体1,000万ヘクタールあって、日本の人工林、いわゆる生産林とほぼ同等の面積です。蓄積は日本のほうが面積は広いので多いんですけど、そこから生産される木材の伐採量が日本は2,000万立方前後ですけど、ドイツは5,6,000万立方と、2倍から3倍以上生産しているのが特徴です。

その伐採量に注目しましたのが次の4ページです。林業の活動を判断する1つの基準として木材伐採量イコール生産量なんですけど、非常に重要で、この図によりますと、1980年代は大体ドイツも日本も3,000万立方ぐらいで一緒だったんですけど、その後日本は伐採量を減らしていきまして、2003年あたりからまたちょっと上向いてきている状況です。それに対してドイツの場合は大体5,000万立方ぐらい伐採して、どんどん生産量を増やしています。ここが非常に違う点です。

ちなみに、1990年と2000年と2006年あたりでドイツの伐採量が急に増加しているんですけど、これは風害による風倒木が発生して伐採量が増えたものです。だから、これは通常の伐採とは違います。

続きまして、ではドイツの林業、木材生産がこんなに活性化しているのはなぜなんだろうかということで、その背景には林産業の、とりわけ製材業の動向が背景にあります。1つは、5

ページ目のスライドですけれど、規模別の工場数をあらわしています。ただ、この統計が生産量別の統計ではなくて、従業員数別のものしかなかかなか見つからなかったんですけど、それを見ても、小規模な工場が減って、規模の大きいのが増えて、全体的に数を減らしているという形です。統計の数値が2002年までしかなくて、その後かなり林産業というのは展開してきています。

次のページ、6ページ目なんですけど、これは製材生産量の動向です。これを見ますと、2001年以降、生産量が右肩上がりにならずと伸びてきています。2008年にリーマンショックがありまして、それでガクンと減っているんですけど、その後また戻して、最近は少し減らしているという状況です。ただ、2000年当初に比べては、生産量が伸びてきています。

あと、一番上が製材品の合計なんですけど、製材品も広葉樹と針葉樹がありまして、製材品としては圧倒的に針葉樹が多いという、つまりドイツの製材業は、針葉樹製材で生産量を伸ばしてきたということです。

そのドイツの林産業は、2000年以降かなり展開していくわけなんですけど、それをデータで示したのが次の図2つです。左側の図-4なんですけど、これは針葉樹の製材品の輸入量の推移を示してありまして、2003年ごろに針葉樹の製品の輸出が輸入を上回って輸出超過になっています。つまり、ドイツの製材業が国際競争力を持ってきだした時期がこの頃です。さらに、原料となる丸太を輸入したり輸出したりしているわけなんですけど、丸太が輸入超過になったのは2009年頃です。これは図-5に示しているんですけど、まさに原料を輸入して、製材品を輸出しだしたという状況で、まさにこれがドイツの製材業の輸出産業化ということを示しています。国際競争力を持って、それがゆえにいわゆる生産の集中とか寡占化が2000年代に入って急激に進んだということを示しています。

次の図-6なんですけど、これはどの程度の規模の製材工場がどこに分布しているかを示した図です。大きな丸が50万立方以上の製材工場です。日本で例えると、国産材で50万立方使っているのは宮崎県の日向の中国木材ぐらいしかなくて、それに続くのが20万立方ぐらいの工場が2つぐらいという状況から見ると、かなり規模が大きい工場があることがわかります。中ぐらいの丸が20万立方から50万立方の規模の工場なので、そうすると日本には大きい工場が1つと中ぐらいの工場が2つぐらいあるかないかという感じですね。

次のスライド、9ページ目なんですけど、これは製材工場の立地を考える上で参考になると思って載せたんですけど、樹種の分布状況を示しています。北ドイツの地域は低地で、マツ地帯になっています。中部山岳地帯はこのオレンジ色のところなんですけど、ここは広葉樹が割

と多い地域で、南ドイツ地域がいわゆるトウヒ地域です。このトウヒ地域の近辺に大きな製材工場が分布しております。ちなみにトウヒは、日本で例えるとスギのような木で、ドイツで一番針葉樹としては使い勝手がよくて、一番使われて、加工しやすい木です。

このように、製材工場の生産の集中が急激に進んでいるわけなんですけど、その生産の集中、寡占化と言ってもいいと思うんですけど、こういう状況にある中、山元、つまり森林所有者側の、森林の所有構造とか、行われている木材生産というのはどうなのだろうかということが次の話題です。

11ページ目のスライドを見ていただきたいと思います。森林面積は先ほど言いましたように、1,110万ヘクタールありまして、いわゆる連邦有林というのが3.7%で、州有林が約30%、団体有林が20%、私有林が44%ぐらいあります。団体有林というのはなかなかお聞きになったことないと思うんですけど、これは日本でいうといわゆる市町村有林に当たります。基本的には私有林の割合がかなり高いという状況です。

ドイツの森林所有構造の特徴ですけど、1つは私有林の割合が比較的高いということです。あと、小規模な森林所有者が多数存在している、これはまさに日本と同じような状況です。50ヘクタール以下の森林所有者の割合が97%以上に上っています。私有林所有者のうち農家による所有の割合が高くて、約3分の2が農家が所有する森林ということで、ここも日本の状況とかなり似ている状況だと思います。

2000年代に入って急激に林産業が寡占化していくわけなんですけど、それまではどんな取引だったかというのが次の12ページです。大体イメージ的には山があって、小さな川が流れていて、その下流に小さな製材工場があってというのがかつての状況だったんですけど、そういったかつての木材取引というのは、主に森林所有者が工場の人と価格交渉して、直接工場に販売するという形でやっていました。製材用以外は仲介業者がいて、そこがまとめて製紙会社とかに販売するような売り方もやっていたようです。

このようなやり方なんですけど、下に書いてありますように、価格設定が個人でまちまちだったり、量が少ないからなかなか価格交渉の上で不利だったり、そもそも農家林家の人は農業も、先ほど3分の2が農家と言いましたが、農業もあるし、木材の販売に労力をかけるのは大変だという状況もありました。また、買い手から見ると、少量の木材をあちこちの人と交渉して購入するのは非常に面倒で手間がかかって、安くしか買えないような状況でした。

そうしたことから、次の13ページなんですけど、山側、供給側がこのように対応したということを示しています。つまり、製材業がどんどん規模拡大して寡占化が進んでいくんですけど、

供給側の森林所有者の生産構造は小規模分散的で、まとまって規模を大きくしたり、量をまとめて生産することはなかなか一朝一夕にはいかなかったんですが、そういったことから、需要側の取引単位に合わせて供給する必要があるという状況になって、取引単位を大口化するという形で供給側が対応するようになってきました。

具体的には、中小規模の森林所有者の組織化を通じた木材の共同販売で、販売窓口の一本化を進めたわけなんですけど、この組織化は協同組合を設立するということです。そういった意味で、次の14ページなんですけど、日本と同じように森林組合が重要な役割を果たすことになってきました。ドイツの場合も、ドイツの森林組合は連邦森林法、1975年に制定されたんですけど、その第Ⅲ章が森林組合の章になっております。形態が3つあるんですけど、F B Gというのが日本の森林組合とほぼ同じような組織です。F W Vというのが日本の連合会に近い形、森林組合を組合員とした組合という意味での連合会で、それに近いものです。森林組合制度ができたのは、そういう森林組合をつかって小さな所有者を組織化して林業の発展に資するという目的でしたので、全国的に土俵づくりをするという意味がありました。そういう点では連邦と州の助成の対象となっております。

あと、実際森林組合がどういう形態なんだろうかというのがわかりにくいと思うので、文章で書きました。協同組合原則に基づいて設立される組合なので、理事会による運営と、最高意思決定機関は組合員の総会となっています。実際の日ごろの運営は参事が行います。その下に現場の森林を見て仕事を確保するような職員の方が一人か二人ぐらいいるのが大体のイメージです。参事は専属で雇っている場合もありますけど、多くの場合は州の森林官が兼務している形です。ただ、今カルテル庁で、日本でいう独禁法に引っかかるんじゃないかといういろいろ指導を受けている状況で、州の森林官が兼務する形は今後減っていくんじゃないかなと思います。

あと、日本の組合との大きな違いは、いわゆる作業班という専属の労働組織は、ほとんど私がいいろいろ見聞きした限り見たことはないです。作業が必要な場合は、ウンターネイマーという請負業者を利用しています。主な事業は、木材販売とか、組合員への助言、情報提供、機械の共同購入、林道の開設・維持のような、日本の組合と似た事業をやっていて、中でも圧倒的に重要なのが木材販売です。15ページ目には連邦森林法の何節がどうなっているかということを示していますが、2節でF B Gの規定があつたりしますが、40条ですが、競争制限禁止法、いわゆる日本の独禁法なんですけど、その規定の適用外になっているので、木材の共同販売する場合にはその法律には引っかからないことになっています。

第3節には、先ほど説明しなかったんですけど、F B Vというのがありまして、これは事例

がほとんどないとされています。どんな場合かという、遺産相続なんかで極端に林地が零細化してしまった、そういう地域にこういう組合を設立できるという規定です。基本的にドイツの森林の相続は、ほぼ長子相続なんですけど、地域によっては均分相続する地域もありまして、そういうところでは本当に短冊状で、幅が二、三メートルで、長さが50メートルとか100メートルぐらいあるようなところもありまして、そういったところはあまりにも細分化されているということで森林管理上の問題になっております。

次の16ページなんですけど、いわゆる森林組合の統計です。皆さん御存じのとおり、ドイツは連邦制をとってまして、なかなか連邦全体の統計はなくて、林業行政も州単位でやっていますので、州の統計があれば十分みたいなところがあって、なかなか全体の統計がありません。ちょっと古いものを継ぎ足し継ぎ足してつくったのがこの表なんですけど、全国で2003年で1,732組合です。一番注目していただきたいのは、1組合当たりの組合員数と面積なんですけど、大体組合員数が2003年で181、200名弱ですね。面積が1,828で、2,000ヘクタール弱という感じです。組合員一人当たりは10ヘクタールぐらいと、個別の組合はそんなに大きくないというのがドイツの組合の実情です。

この表の言葉でまとめたのが17ページなんですけど、大体面積は2,000ヘクタール前後です。大きなものもあるけど、小さなものは100ヘクタールぐらいの組合もあります。組合員1名当たりの平均面積は10ヘクタールぐらいで小規模だということ、あと、組合のカバー率なんですけど、私有林と団体有林の面積に占める森林組合員の面積を計算すると、大体45%、つまり森林組合のカバー率は約45%と、日本と同様、比較的森林所有者にとっては身近な組織だということと言えます。

10ヘクタールが平均規模なんですけど、かなり零細な組合森林所有者もいっぱいいて、そういう人は組合に入るメリットがあまりないので入っていない状況です。

こういったことから、18ページなんですけど、木材販売のことに注目しますと、この森林組合の規模では、寡占化した木材産業にはなかなか太刀打ちができないということです。つまり、大体ドイツの森林は平均して年間5～6立方木材を生産しています。その数字と森林組合の平均面積2,000ヘクタールを計算すると、大体1組合当たり1万～1万2,000立方の木材生産になります。この量を、例えば100万立方の製材工場に売った場合、なかなか交渉は難しい状況です。こういった製材業を初めとした木材産業の寡占化が急激に進んで、森林組合の規模をもってしてもなかなか製材業には太刀打ちできない状況になっています。そうしたことから、今度は森林組合を組合員とする林業連合を新たに設立して寡占化した巨大製材業に対応してい

こうという動きがここ10年ぐらいで見られてきています。

先ほど日本の森林組合連合会と林業連合は同じような組織だと言った意味は、組合の組合だからということであって、日本の場合は全森連、県森連というふうに最初から系統として存在していたんですけど、ドイツの場合はそういう系統はなくて、森林組合が連合会を必要としたときにそういう連合会がつけられるという形です。

次の19ページをごらんいただきたいんですけど、林業連合の比較表として、私どもが実際に調査をしたものだけを挙げております。

20ページにその位置を地図に示していますが、この5カ所の林業連合については、実際にその事務所に行って聞き取り調査を行っております。これを見ていただくと、注目していただきたいのは、設立年ですね。大体2000年から2010年にかけて設立されているということです。つまり、いわゆる寡占化に対応した林業連合の設立ということが言えます。面積は大体、若干小さいものもありますけれども、7万とか8万とかといった面積規模で、販売量が30万とか40万立方の木材を取り扱っています。その組合によって材の取り扱い方法は若干違いまして、丸太を買い取るところと、丸太をかうんではなくて、いわゆる委託販売みたいに仲介するパターン、あと立木買取というパターン、この3つがあります。それをその地域地域にあった、組織にあった形でうまく組み合わせて材を集めることをやっています。

その他気づいた点については、左から4番目のオーデンバルト林業連合なんですけど、ここが一番左にあるイン・シルヴァと連携して木材販売をやっているところが非常に興味深いと思います。つまり、ここでも35万立方とか扱っているんですけど、これでも結構相手側の製材業に太刀打ちするのは難しくて、イン・シルヴァと協同しながら価格交渉をやったりという形で、木材を有利に販売できるよう協力関係にあるということです。

では、個々の事例に入りたいんですけど、21ページをごらんください。まず、イン・シルヴァという林業連合は、2004年に設立されて、2005年から取引を開始しています。ここは大変興味深いんですけど、組合が20組合員なんですけど、これはイン・シルヴァ自体はバーデン・ヴェルテンベルク州に事務所があるんですけど、ほとんどバイエルン州との境界にありまして、森林組合もバイエルン州とバーデン・ヴェルテンベルク州の組合が組合員になっています。あと、国外の組合も組合員になっているとのことです。Aというのがオーストリアで、CHがスイスで、Iがイタリアなんですけど、そこの外国の組合も組合員になっています。また、シュバーベン林業連合という古くからある連合体があるんですけど、そこと、3大の大きな私有林も組合員になっています。

取引先は7社あって、上位4社で8割～9割ぐらいの取引をやっているということです。大体40万立方の取引を目的として、イン・シルヴァはかつては、最近はちょっとわからないんですけど、以前は丸太の取引は林道端で取引、売り買いしていたんですけど、最近では工場持ち込み契約でやっていて、だからその際トラックで配送するというのが必須になっています。そういったことで、イン・シルヴァはトラックは持ってなくて、運搬契約までやって工場に届けるという取引をやっています。ここは製材用丸太を扱っていて、全て買い取りです。そういったことから、このeGという形態をとっているんですけど、買取するために必要なGmbHという形態の会社をつくって、そこで取引をやっているということです。7名の常勤職員がいて、40万立方を扱っているということです。

続きまして、シュバツバルト林業連合です。これ22ページなんですけど、若干ほかのところに比べて早く設立されていて、1998年に設立されています。当初は中央シュバツバルト地域の森林組合を組合員にしていまして、中央シュバツバルト森林組合連合と呼んでいました。それで木材取引をするためにいわゆるGmbH、有限会社を設立したんですけど、2010年に中央シュバツバルト森林組合連合と有限会社を統合してシュバツバルト林業連合という形になりました。ここも木材販売量として35万立方取り扱っていまして、設立の理由が、規模拡大する木材産業に取引単位を合わせるために統合したと、その設立の目的に書いてあります。

木材販売が中心なんですけど、日本でいう森林の委託作業みたいなことも契約してやることを今後進めていくということです。

次はイメージをわかっていたきたくて写真をつけておいたんですけど、このシュバツバルト林業連合が間伐材の立木買いをした事例なんですけど、どの木を間伐するかというのを林業連合の職員が印をつけて、この下の写真の請負業者に間伐を依頼してやってもらうといった形です。

続きまして、24ページの、これはニーダーザクセン州にあります森林組合サービス有限会社です。これも2011年に設立されて、単位組合が19組合あって、その上に地区組合連合、OberFBGが4組合あって、その上にある組織です。基本的にはニーダーザクセンは北のほうなのでマツが中心で、立木買いをやっているということです。取引に関してはほかのところと同じように、基本的に大体3カ月ごとに契約して販売するというのが普通の形態ですが、木材産業が輸出産業化したために契約期間がどんどん短くなってきたということで、以前はもっと長い契約だったということです。

次の25ページなんですけど、こういった幾つかの事例から言えることをまとめたのがこの図

です。基本的に林業連合が材を集めて巨大化する製材工場に供給する。その際、価格とか取引量を交渉したり、品質の確保をしたりとか、安定供給する1つの重要な役割を果たしています。川上と川下というのは本来ライバルなんですけど、信頼関係を築いて、安定的に両方ともうまくいくような形がつくられてきたということです。

もう一つは、日本でも森林総合管理士が導入はされているんですけど、ドイツの場合はかなり伝統的に地域に密着した林業技術者がいて、そこがいろんな指導とかをやってきたというのも基盤としては重要だということです。

3つ目に、木材を集めるにはいろんな買い方をしていかななくてはいけなくて、仲介だけだとなかなか難しい面もあって、そういった面ではその売り買いに伴うリスクをいかに管理していくかということが大事だということがドイツの事例からわかるのではないかなと思います。

最後まとめなんですけど、林業連合の設立というのは、製材業の一層の生産集中をあらわしているということで、個々の森林組合でも不十分になってしまったと、それだけ製材業の生産の集中、寡占化が進んできましたということです。

ちょっと日本との比較で考えますと、ドイツの林業での協同化というのは、流通過程での木材の売り買い、そこでの協同化というのに重点があって、山の生産のほうはなかなか大規模に生産するという形ではなくて、皆伐する場合も小面積の皆伐という形で行っています。州の法律に皆伐面積を規定していて、何ヘクタールとしっかり書かれたりしてしまっていて、そういう点ではなかなか生産過程で協同化するのは難しいということで、手っ取り早いのは流通の協同化だったんじゃないかなと思います。

日本なんですけど、日本はドイツと同じように、それ以上に小規模分散性がありまして、林野庁の政策としては生産過程の協同化にずっと力点を置いて取り組んでいました。その延長線上に流通過程の協同化というのも今後考えることが必要ではないかなというふうに考えます。

報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

○立花部会長 ありがとうございました。

丁寧なご説明で非常にわかりやすかったと思います。1980年代まではドイツと日本は森林の所有構造であるとか、製材工場の規模などかなり似通っていたというお話だったと思います。そうした中で、製材工場が1990年代以降大型化していく中で、小規模な森林所有をまとめる形で共同販売へとつながっていくわけですけれども、その中で所有者の側は量的なまとまりを作って交渉力を強め、また取引費用をいかに低めていくかという観点からの取り組みがなされてきたということだと理解いたしました。

それでは、これから10分程度質問の時間を設けたいと思うんですけども、委員の皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 わかりやすいご説明をどうもありがとうございました。

ドイツの場合は販売が主で作業班はほとんどないのに対し、日本の場合は作業班が重要な役割を占めているかと思いますが、その背景の歴史や成り立ちについてお教えいただけますでしょうか。

○立花部会長 お願いいたします。

○堀COD 日本の場合、1960、70年代にかなり都市への人口の移動がありまして、農山村に人がいなくなった。つまり、若い人がまちに出てしまって、農業、林業をやる人まで出ていって、農山村が人手不足になってしまったんです。そういったことから、農山村で林業をちゃんとやれる人を確保しないといけないということで、森林組合に作業班を設立したり、ほかの会社とかの労働者のグループを森林組合の作業班にしたりして、ちょうど構造改善事業というのを始めまして、その一環が森林組合に作業班を設けるという形で林業をやる人を農山村に確保するという施策としてやってきたわけです。その後、林業労働者の社会保険とかいろんなことを整備していくんですけど、それもそういう森林組合を核にして進めてきたという状況があります。

ドイツの場合は、割と一極集中みたいなのがあまりなくて、農山村もそれなりに人が残っていたというのが背景にあって、組合で労働力を確保するという必然性が余りなかったんじゃないかなと思います。

○立花部会長 よろしいですか。このFBG、ドイツの森林組合においては製材も行っていないということですよ。

○堀COD はい、売り買いと、あと機械の共同購入とか、林道の開設とかそういうことで。作業が必要な場合は、地域にいる請負業者に委託して、やるというのが普通です。

○立花部会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。丸川委員、お願いします。

○丸川委員 どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

2つご質問があるんですが、1つは、大変統計とりづらいということ、大変よくわかるんですが、統計というのとは別に、最近の状況といいますか、統計が人の数とか2003年ぐらいまでなんですが、対面調査でやられた意味でのこの森林組合の勢いといいますか実際がどうかということが1つと。もう一つは、さっき参事の方が専属とおっしゃいましたけれども、こういう方のキャリアとか資質とか持っておられるスキルって、これは何なんですか。

○立花部会長 堀さん、いつも行かれている州を例にしてご説明するのがいいかもしれません。

○堀COD まず統計なんですけど、先ほど言いましたように非常にとりにくいなんですけど、組合数は増えてきている状況です。徐々にですけど。以前は州の森林官は州有林の経営管理と、あと私有林の指導とかも業務に入っていました、その中で森林組合を設立するというのは、指導事業の一貫ということでやっていたみたいです。そういうのがあって、組合も1980年代ぐらいに設立し始めてきたんですけど、最近はそういう木材販売で有利化するために結構自主的に組合をつくっていくという動きが出てきていると思います。

2つ目の資質については、いろいろだと思うんですけど、基本的には私といろいろ付き合いのある方は大体林業の学校、大学なり専門大学を出られた方がいわゆるマネージャー、参事になっております。

○立花部会長 ドイツではいわば日本の林学を出たような方がかなり林業の現場で活躍しているということでしたよね。

○堀COD はい、そうです。

○立花部会長 ほかいかがでしょうか。日當委員、お願いします。

○日當委員 大変わかりやすい説明、どうもありがとうございました。

製材業の寡占化の中で、それに応える形で森林組合が連携を図ってきたということになりますが、その結果が森林組合、個々の森林組合並びに連携された森林組合の経営状態というんでしょうか、それはイメージしたとおりにプラス方向にいつているということができつつあるんでしょうか。

○堀COD その組合の規模にもよるんですけど、例えばいわゆる古典的な組合というのは、参事を自前で雇っているわけではなくて、州の森林官が兼業でやっているような組合の場合は、基本的にそこにお金がかかってないので、あまり経営的には問題ないと思います。ただ、先ほど出た林業連合みたいな形になると、当然独立して経営しているわけなので、それなりに材を売らないと職員の給与をまかなえないので、大体10万立方以上でやっと一人雇えるぐらいのイメージです。だから、40万立方やっているところは六、七人雇っています。例えばもっと取扱量を増やしたほうが価格交渉力がつくということは考えられるんですけど、その六、七人でできるキャパというのもやっぱり40万立方が限度みたいな感じになって、そこが経営の成り立つ規模と取扱量と職員数みたいな、そんなイメージだと思います。

○立花部会長 よろしいですか。日本の森林組合とは違って、素材生産班なり工場を持っていませんので、そうした労働者がいないということになります。だから、その分だけ雇用の仕方、

経営の仕方が変わってくるということですね。

○日當委員　そこでもう一つなんですが、立木を買い取りをするために会社をつくっている、これはリスクを組合と分けているという意味合いなんではないでしょうか。ただ、そうするとかなり今一人当たり10万立方というところが経営の規模の考え方になるかと思うんですが、立木を買うということは、そこで木材価格の変動等があるわけですので、かなり経営的にはシビアな感覚が求められるのではないかなというところは想像できるんですが、その辺はうまくいっているのでしょうか。

○堀COD　まさにそこが一番大変だと思います。やっぱりそういう切り盛りできるようなセンスがないとなかなか難しいんじゃないかなと思います。一番簡単なのは、丸太で買って、手数料を取ってその金額で相手に売りたいのが一番安定的なんですけど、ただ相手があることなんで、思った金額で売れないというリスクもありますし、売った後に売掛金をちゃんと払ってもらえないというリスクもありますし、そういったリスクはものすごく伴ってくるので、それに合わせたような組織形態にしないと結構難しいです。仲介でやっているところは仲介なので、買って売るわけじゃないので、仲介手数料だけ取れば、それは協同組合の一番基本的な取引なんですけど、それだけではなかなか経営しにくいという実情があるんじゃないかなと思います。

○立花部会長　よろしいでしょうか。ありがとうございます。もうお一人か二人、村松委員、お願いします。

○村松委員　私は頭の中でどうもドイツの山というのがイメージできないんですけど、一人一人が5立米～6立米を生産するって、これ毎年なんだと思うんですが、これを毎年5立米～6立米切ったら、その後はもう完全に間伐あるいは極端な選木をした択伐くらいだと思うんですけど、この後伐った場所に植えるんですか。植生がどうも頭の中で描けないんですけど、教えてもらえますか。

○堀COD　大体森林面積と伐採量を比べると、年間大体ヘクタール当たり5、6立方伐っている計算になります。当然その中には皆伐地も入っているわけなんですけど、皆伐したり択伐したりは当然やっています。ただ、基本的にはそんなに大面積の皆伐というのはほとんどなくて、州によっては1ヘクタール以上皆伐しちゃいけないという州の法律もありますし、そういった点ではかなり分散的な生産になっています。

伐採の後に植える場合と天然更新する場合、両方あると思うんですけど、以前は結構植えていたみたいですが、1980年とか90年代は。ただ、今は天然更新できるところはほとんど天然更新

しています。トウヒとかナラ、ブナとかはものすごく種が落ちて、稚樹が生えて、天然更新を比較的するので、植えなくても大丈夫なところがほとんどです。あと、政策的にも、天然更新を進めるような政策を進めています。

最後の写真がたしか、これがバイエルン州のトウヒ林なんですけど、ごらんいただくとわかるんですけど、これほとんど天然更新して、下に稚樹が生えているので、こういった点では日本の林業は下草と戦わないといけなくてコストがかかるんですけど、ドイツの場合はこういった形で初期のコストがかなりかからない山じゃないかなと思います。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

○村松委員 すごく樹種が絞られていて、例えば1本伐ってそこに光が当たるとその種しか落ちていないから、それがまた育ってきて、周りからもあまり光が当たらなくて、上から当たってくるので、そこにまた立ち上がっていくみたいなことが繰り返されていると。5立方～6立方だと、日本の感覚でいうと、多分100本に1本ぐらいずつ伐っていくとイメージだと思うんですけど。本当に成熟した山、いわゆる100年生のでき上がった山で、毎年100本に1本ずつ切っていくと、そしてそこに穴が開いた場所には二次林が自然に出てくるというようなことが繰り返されていて、この小規模な森林組合は多分同じような植生で、団地がつながっている人たちが自分たちで計算してみんなで売っていきましょね、というような仕組みができあがっているところなんじゃないかなという感じを受けるんですけど。日本の森林でいうと、そういう状況に全ての山がそろっているというようなことは非常に少ないし、5～6立米伐ったときに、まず100本のうちの1本だけ伐りながらやっていくという仕組みになっていかないのかなと思うんですが。日本の山と比較してここが全然違うというようなことがあったら教えていただけますか。

○立花部会長 堀さん、手短にお願いします。

○堀COD 5、6立方というのはあくまで平均なんで、1ヘクタールで5、6立方をどこの山でもやっているというわけではないですね。1ヘクタールをガッサリ伐って500立方とか生産しているところもありますので、ならしたらそのぐらいになるということです。

イメージ的にはやっぱりそういう自然に山が更新するようなところが結構多くて、その更新状況を、下の稚樹の状況を見ながら上木を伐採する択伐も結構やられているようなイメージです。だから、大風害のとき以外、なかなかそういう大面積の皆伐地というのはあまりないような状況だと思います。

○立花部会長 ちなみに、ヘクタール当たり丸太生産量ということになると、日本はドイツの

数分の1ですね。非常に少ないということになります。

最後に、オブザーバーで参加されている土屋会長から何かご質問があればさせていただきますか。

○土屋会長 特に結構です。

○立花部会長 よろしいですか。はい。それでは、すみません、時間も制限がございますので、堀コーディネータからのご報告とそれを受けた質疑応答はここまでにしたいと思います。本来もっと時間をとりたいところですが、時間の制約がございますので、ご容赦いただければと思います。

それでは、続きまして、森林組合の今後の経営基盤の強化について、事務局から説明をお願いいたします。

○常葉経営課長 経営課長の常葉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。資料としては資料1-2になります。

まず、1ページをごらんいただければと思います。ここでは森林組合における販売体制強化に係る取り組み事例ということで、3つの事例を紹介させていただいております。事例1は、A県というところの森林組合連合会の取り組み、平成26年からなんです、県内に立地いたしました大型の製材工場への販売体制を強化するために、県内の森林組合ですとか素材生産事業者さんなどと原木の安定供給に関する協議会を設立されたということでございます。この協議会におきましては、工場側と定期的に協議を行いまして、需要者側が必要とする原木の規格、長さですとか径ですとかを把握いたしまして、原木集積に反映し、工場に対して安定的に供給することをやっております。

当該工場以外も含めた県の森連合会の販売量が、このグラフにありますように年々増加しております、平成29年、直近のデータでございますが、その年の販売量は国内の最大規模となります106万立米に達しております。

その結果でございますが、その下にある折れ線グラフの赤のところはA県の価格なんですけれども、山元の立木価格（スギ）はこのA県の価格につきましては全国トップクラスになっているというような取り組みがあるということでございます。

次、事例2でございますが、今度はB県というところの森林組合連合会の取り組みなんです、こちら平成26年から県内の森林組合ですとか素材生産事業者さんが生産された原木を、LVL工場に直納する取り組みを行って販売を強化しているということでございます。B県の森連合会が川上からの集荷や川下のニーズ把握を直接担って、伐採現場から工場への直送を推

進していると。そういうことによりまして、流通手数料の削減を図ったりいたしまして、こちらは販売量の推移をグラフ化しておりますけれども、取り組みの前に比べて5割増しの状況になっているということでございます。

事例3は、今度はC県とD県の2つの県にまたがった4つの森林組合の取り組みについて紹介させていただいています。こちらは平成23年からなんですけれども、木材輸出戦略協議会を設立いたしまして、国内市場での評価が低かった大径材を中心に海外向けの販路を拡大しているということでございます。取扱量が確実に増加し、山元への利益還元がその分進展しているということでございます。

こういった事例につきましては、現行の制度の中でもう既に取組を行っているところは行っているということなんですけれども、どうしても森林資源の賦存状況というのは県によって違いますので、1つの県の取り組みでは十分なロットが獲得できないような場合には複数県による取り組みもあるだろうと考えております。あるいは、我が国ではドイツの場合と違って、県ごとに連合会というのが既にあるわけなんですけれども、その県の連合会の、例えば体制や人的な資源とかいった面で、現行ではなかなか取り組みが進みにくいという場合には、今検討しているような新しい制度も活用していただきながら、体制を強化するというようなこともできるのかなと思っております。

あるいはここで紹介させていただいたような事例3つにつきましても、また新しい制度をベースにさせていただいて、その取り組みをまた強化していただくと、そういうことも考えていただけるんじゃないかなと思っているというのが今回の制度検討の方向性でございます。

それをまた整理させていただいたのが次ページでございまして、今回の制度改正を考えているわけですが、その制度面での対応と合わせまして、予算面での支援ですとか、運用面での積極的な指導等も行うことによって、経営の健全化ですとか事業収益の拡大を推進していきたいということを考えているところでございます。

制度改正といたしましては、前回ご説明したことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、販売事業中心に経営基盤の強化を図っていくということで、事業ごとの連携強化が可能となるような枠組みを、選択肢をできるように用意することが大きな1点でございます。

もう一つが、組合運営の活性化を図るために、後継者世代や女性の参画、あるいは能力のある理事の配置を促進していきたいということでございます。

上にあるイメージ図は、複数の県の連合会が共同で販売窓口となるような窓口を1つ設けて、

輸出への展開ですとか、あるいは大規模工場への取り組みを進めていくというようなことを模式的図化させていただいております。

次のページが制度面についてもう少し詳細に説明させていただいているページでございます、前回説明したもののエッセンスでございます。

最後のページは、今回は、この4ページ目は川上、川中、川下というふうに模式的に3段階に分けておりますが、川上段階におけます経営者の中心的な存在である森林組合にさらに取り組みを活性化していただくことができるような法改正が検討されているということ、川上、川中、川下の全体像の中で模式的に説明させていただいているというものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○立花部会長 ありがとうございます。それでは、森林組合の今後の基盤強化につきまして、委員の皆様からご意見を賜りたく存じます。時間の制約もございますので、こちらからお願いしたいんですけども、村松委員からまず1分程度で、それぞれご意見ご質問をしていただかせませんか。

○村松委員 私ですね、この間自分で発言をしたことをちょっと読み直させてもらいました。皆さんの発言に比べて本当に自分自身の発言が大変整理されてなくて時間かかって申しわけなかったなというのと、内容も、「てにをは」がきちんと使えていないので、読み返しても皆さんは逆にわからなかった面も多かったのかなとは思っています。そうした点も含めて、ちょっと懐疑的な、こういう施策をとっていただいても、なかなか簡単にはいかないよとか、理事の報酬の面ですとかいろんな話はさせてもらいました。ただ、私はこうした仕組みをつくっていく森林組合法の中で、こういったやり方を提案したりできるようにしていくということに反対をしようなどという気持ちは全くありません。私らも自分たちでもその方向に向かって取り組んでいますし、ぜひ進めてもらいたいと考えています。合併という言葉いきなり出すともう拒否反応を示してしまう人たちがいます。そういう意味でもこういう部分的な連携とか、あるいは新設していくというような仕組みというのは必要だと。まずテーブルについてもらう、みんなで議論しよう、そしてもっと弾力的で安定性のある経営に持っていきたいというために、一定以上の規模が必要だ、また人員の確保のためにもいろんな分野で得意な人たちと手を組んでやっていこうというようなことは絶対必要だと思っています。その意味で、こういった手法は1つ大事だという思いなんですけど、ただ林業に理解の深い先生方一緒なので、ちょっと当事者として甘えすぎたなということを反省しています。

ただ、私はこういう形での新たなやり方というか、こういった中で少し抜本的な合併という

規模拡大にはならなくても、私はやりようによってそういうことをやってみようかという人たちが引っ張り出せるなら、大いにやってほしいというふうに考えています。

○立花部会長 ありがとうございます。

第2回の施策部会での議論も踏まえた形でご意見いただきましたけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。ありがとうございます。松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 今のご説明に対する意見でもよろしいでしょうか。一般的なこととお話します。先ほど、いろいろ販売体制強化に対する取り組み事例で成功した事例や、その結果、業績が右肩上がりになった事例等々が紹介されていました。ただ、私どもの分野では失敗事例からいかに教訓を得るかということが非常に大切なものですから、成功事例だけではなく、取り組んだけれども、うまくいかなかった事例に対する原因の究明と、それに対する対策、こういったものをしっかりと教訓として洗い出すことによって次に取り組むリスクを最小限に抑えることができると思います。したがって、そちらのほうもぜひ掘り下げて事例として取り上げていただきたいと考えています。

○立花部会長 ありがとうございます。重要なご指摘をいただいたと思うんですけども、事務局側からご回答がございますでしょうか。

○常葉経営課長 全くおっしゃるとおりだと思います。右肩上がりという意味では、林業全体が今右肩上がりの状況に、ざっくり言いましてこの10年ぐらいで生産量が増えている、あるいは木材の自給率なんかも上がっているという意味での右肩上がりの状況になるということも割り引いて考えるべきなのかなというふうに、今お話を伺いながら感じたところでございます。

失敗事例ということで申し上げますと、今回紹介はしてはいないんですが、合併の取り組みがとん挫したというケースが全国いろいろなところであるというのを聞いております。そういうことも踏まえた上で今回の検討の方向性につながっているということだけはまずは補足させていただければと思います。

○立花部会長 よろしいでしょうか。丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 2つございます。3ページ目の3つ目のところに、恐らく努力義務の規定みたいになると思うんですけど、時間がかかることというのは理解をするんですが、実績のフォローといいますか、法案をつくっただけじゃなくて、具体的にそれが何年後かにこういうふうによくなっているよという、K P Iをフォローする意味で、法律とは全然違う意味ですけども、そのフォローをぜひやっていただきたいというのが1点。

それから2点目は、先週うちの委員会で林野庁様の紹介させていただいたんです。これはお

願いですけど、4枚目の紙を見たときに、これから書き込まれると思いますけれども、森林組合法の改正が全体の施策の中でどういう意味合いを持つのかというのをうまく書き込んでいただくと、川下のユーザーの皆さんからすると、さっき会長がおっしゃったような森林組合の中のまさに自助努力含めて、やっておられるんだなということが理解されると思います。この4枚目にそういうのを少し何か書き込んでいただくと、川下の人にも理解しやすいんじゃないかなという気がしています。

○立花部会長 ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

○常葉経営課長 よく考えたいと思います。2つとも、大きなテーマをいただいたと思いますので、フォローの件と、あと全体の中の位置づけですね、もっとより具体的なものをというご意見と受けとめましたので。

○丸川委員 具体的にやっておられるんだなということは川下の皆さんもわかって、それぞれがサプライチェーンでやっているんだなというのがわかるようなことを、外にPRすることをやっていただければなと思います。

○常葉経営課長 わかりました。ありがとうございます。

○立花部会長 今ご指摘のフォローについては、松浦委員のご意見ともかなり関係してくるので、ぜひよろしく願いいたします。それでは、日當委員、お願いいたします。

○日當委員 私も実は同じような視点持っていて、前回の最後の意見の中で、なかなか自己評価、自己診断できないケースが多いもんですから、第三者からしっかりとそのほうのフォローができるようにというふうなことをお話しさせていただきまして、改めてその件をお願い申し上げます。

取り組みの事例ご紹介いただきました。大変すばらしい事例だと思うんですが、今回この取り組みのご紹介として連携という、これをもう少し拡大しパワーアップしていくというイメージということにとらえてよろしいのでしょうか。

○常葉経営課長 現場によって色々だと思っているのが大前提にありまして、今資料の1ページ目でごらんいただいたような事例というのは、既にある程度いわゆる優良事例とっていい事例なんじゃないかと思っております。そういった取り組み、今ある取り組みがさらに進んでいくということは当然想定しておりまして、これが新しい制度が成立した後に、新しい制度を使ってまた何か取り組みが進むという場合もあるでしょうし、あるいは新しい制度は結果的には使わなくても、そういう新しい制度の成立が一種の触媒となってまた取り組みが進んでいくということもあるんだろうと思っています。

またそれとは別に、今このような取り組みが必ずしもないような地域においても、新制度の成立を契機に進む、あるいは2ページ目のイメージ図でちょっとごらんいただいたような、複数の県の連携がさらに強化されるような取り組みというものもあるかと思っております。色々なケースが地域地域によってさまざまあるんじゃないかと思っております。そのところはなかなか決め打ちをするのは難しいところもあるんですが、ただ、大きな流れとしては、製材工場などの実需者側の規模拡大の動きというのもしまることなく進んでいく可能性が十分にあるだろうと思っておりますので、そういたしますと、先ほどご紹介いただいたような海外の事例なんか見ても、日本においても川上における連携の強化というのは進んでいくのではないかというふうに思っております。

○立花部会長 よろしいでしょうか。塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 ご説明ありがとうございます。

前回もお話いたしました、今回の制度改正の方向性については、どちらかという賛同する立場です。

それで、少し気になりましたのは、資料の2ページに記載されております森林組合の経営基盤の強化という命題に対して、制度改正と予算面での支援をセットで実施していくということですが、その支援内容につきまして、既存の支援制度に加えて、今回の制度改正にあわせて新たな支援策をお考えなのかという点です。このページの下枠囲いに森林組合の10年後の姿として二つ目の○に「複数の森林組合や連合会が連携し」との記述がございますが、複数の県にまたがる連携の場合、今までの支援制度にプラスして新しい観点での支援ということをお考えなのか、例えばモデル事業の実施でありますとか、そのようなことをお考えなのか今の検討状況の範囲で結構でございますので教えていただければと思います。

○立花部会長 お願いいたします。

○常葉経営課長 予算については、何か新しいものかというような期待感をひしひしと感じながら伺ったんですけど、すみません、今の段階で胸を張って言えるようなものがあるかという、ちょっとすみません、これからというところはございます。

大体来年通常国会に無事法案を提出し、成立できたといたしましてですが、施行につきましては、大体その場合、法律ができてからの周知期間も考えますと、原則としては令和3年の4月1日という節目のとき頃から施行するのかなというようなことを大きな流れとしては考えております。

そういった中で、例えば複数県の連携の場合のモデル事業とかいったものもどういものが

あり得るのかということも含めて、まだ検討の時間は猶予があるのではないかと考えておりますし、そこはまたいろいろ委員の皆様あるいは関係の皆様からいい意見をいただいて、それをまたいい施策としてできるかどうかということを検討していくのではないかとこのように思っておりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどをお願いできればと思います。

○塚本委員 ありがとうございます。ぜひすばらしい事業を期待しております。よろしくお願ひします。

○立花部会長 私もこういった支援制度、支援をするととなると特別扱いというようなことにならないように、先ほど意見もありました、幅広く見た上でのどういった形で重点化していくかというあたりは少し慎重に対応していただくほうがいいのかなというふうには思います。それでは、斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 制度改正につきましては異論ございません。

あいまいな質問ですが、日本の森林の特徴をふまえて将来像に照らして、今回の改正というのは、森林組合の将来像、10年後の姿を見たときに、マイルストーンとしてどんなところにあるのか、どのような位置づけにあるのでしょうか。

○立花部会長 事務局、いかがでしょうか。マイルストーンを示してほしいということなんですけど。10年後にどういった姿が想定されるか、ここに書かれていますけれども、もう少し、例えば全国5～10例というようなことがあるんですけど、そのあたりをもう少し説明していただくのがいいんじゃないかと思います。

○常葉経営課長 ありがとうございます。5～10というのは幅を持たせたあくまで想定ということなんですけれども、今の実需者サイドの工場の規模なんかを調べてみますと、どうしてもまず全国的に状況はかなり色々さまざままでございまして、日本の場合は、もう一つ、木材の特徴としては、どうしても嵩が大きい、あと重量もあるということがいえます。海上は船で移動するんですけども、陸の上もトラックで移動するというございまして、例えば農産物のように、どうしてもこの食べ物が食べたい、あるいはこの県のブランド米が食べたいということであれば、結構そういう商品というのは全国を駆け巡るんですけど、木材の場合はやはりある程度地域性を持って取り扱われるパターンが多いということでございまして、一定の日本国内を地域にブロック別に分けてみたときに、大体幾つかの地域では工場さんのニーズのサイド、それに対する県の連合会の販売量の今の実情から比べて、1つの県の連合会が今の集め方では実需者サイドとの価格交渉という意味で、なかなかバランスのある対応になっていないかもしれないなと思うところについて複数県の連合というのがあり得るのかなと考えてみます

と、大体5～10ぐらいのユニットがあり得るのではないかとこのことを想定してこういう数字を置かせていただいているということでございます。それが10年後というのは何で10なのかと言われると、一つのわかりやすい数字として10として置いたということなんですけれども、10年後ぐらいにはそういうユニットがあったとしても十分驚くような状況ではないなということで、一つの想定を10年後にこういうものを置いているということでございます。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○立花部会長 10年後とは言っていますが、途中途中での振り返りと、さらなる改善という形で、PDCAのような形での進行が必要になってくるということになるかと思えます。

それでは、もう一回、土屋会長に振りたいんですけれども、何かここでご意見ご質問ございませんでしょうか。

○土屋会長 すみません、二度も振られると思ってないものでして。実は今、前回の施策部会での議論の速記録をいただいでいて、それを見せていただいていたんですけれども。森林組合の機能強化というので、例えば一部の新しい組織をつくって合併に替わるものとしてやっていくというのがあるんですが、もう一つ、森林組合の中の経営強化というののもかなり重要だと思うんですね。

実は私、中部地方のある県の森林組合の経営のレビューをやる委員会に入っていて、やはりその県でも、非常に活発に活動している組合もあるんですけれども、そうじゃない組合もあって、そこでその原因は何かという議論もかなりしているんです。1つは、やはり理事構成の硬直化とか、そういうことがかなり原因になる、内部統制が効いていないんじゃないかというような議論がかなり出ていました。ただし、これは一方で森林組合は協同組合であるので、そこでの理事というもののあり方というのは、当然、企業、会社組織とは違うわけなんですけれども。今回の改正は、そうした状況の中で、理事の中に能力を持った職員を上げるということや、民間企業の人、女性を登用したりと、少し多様化や機能強化が図られていくかなと思うんですが、これで果たしてうまくいくのかという疑問もあります。たしか前回、村松委員が、それから少し関係しては塚本委員も言われたと思うんですけれども、どうでしょうか。林野庁としては今回の改正の中でどのぐらい森林組合の経営の活性化、内部ガバナンスの強化というのが図れると考えられているんでしょうか。すみません、非常に大ざっぱな質問で。

○立花部会長 いかがでしょうか。

○常業経営課長 もともとの説明に戻るんですけれども、制度を改正すれば全て丸くおさまるとは全く思っていません。制度を改正したとしても、それを生かせるかどうかというのは結局

はそこにいる人たちがどういう意識を持っておやりになるかということが鍵になると思っています。ただ、今回の改正はそういう意識を持たれた方々にとっては必ずプラスに働くだろうと思っています。それに対して、行政としても予算面の支援を1つの例示として挙げていますが、いろいろなアプローチをしていくということと合わせて、部会長も言われたように、PDCAのサイクル、そういうものも合わせていって改善につなげていきたいということが我々の思いだということでございます。

○立花部会長 よろしいですか。

そろそろ時間になってきたんですけども、委員の皆様、最後に一言二言、お一人お二人、ご意見があれば出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。村松委員、お願いいたします。

○村松委員 ほかからの理事の登用について、特に全くの外部からというよりも、職員を上げて常勤の理事にするという仕組みというのは、前から結構議論されて、いわゆる職員理事を入れるような仕組みにしていきたいと思います、あるいは女性の理事をつくりましょうというようなことは言われてきたと思うんですけど、なかなかそれを理事という立場で実践することって結構難しい面があったのかなとは思っています。ただ、いろんな意味で森林組合はもう既に売る木を、山を持っている地域と、ずっと植え続けてきた森林組合、戦後の拡大造林に乗かって植えることだけやってきたという組合があります。そういう意味でいうと、売るということに慣れていない、先ほどのようなまさに売るために協同化しようよという仕組みというのは、そういうことこそまさに森林組合でやるんだという思いを持ちながら、そういう考え方を持っていかなきゃいけないなということを感じたんですけど。なかなか売れる人をというのは、本当にこの提案としてまさにそういう点を指摘してくれたのは大変ありがたいんですけど、それを法律というか法としてどう規定するのか、必ず入れなさい、理事の一人はこういう人ですよとかいうようなことになっていくのか、努力目標にしていくのかということも含めてですけど。ただ、アメリカがせきをすると日本が風邪引くじゃないけど、どこか強い影響力を持つところからいってもらおうと、無理やり法律にしなくてもかなり威力を持って、私らもぜひそういう理事を入れたいということは思っているんだけど、理事会に自分たちの中からそういうことを考えていこうよという言い方しても、理事さんの中には、まあ、おらのところでそんなことしなくてもいいんじゃないのというふうなところもあり、うまく進められないと。なので、どこかからやっぱり強い力で押してもらおうということも1つの要素になってくるんじゃないかと。今回の改正でどの程度の謳い方をされるのか、何かお考えがあったら最後に聞かせていただけたらと。

○立花部会長 いかがでしょうか。

○常葉経営課長 能力ある理事の配置ということについては、それは配慮ではなく、言い切るという形になるかと思えます。

○立花部会長 はい、そろそろ時間になりましたので、このあたりで森林組合の今後の経営基盤の強化についての審議を終えたいと思えます。

森林組合制度の方向性につきましては幾つかこの辺に留意してほしいという指摘はございましたが、施策部会としては議論し、了承ということで、審議会のほうにご報告させていただきたいと思えます。ご審議ありがとうございました。また、堀コーディネーターにおかれては丁寧な発表、質疑応答、ありがとうございました。

それでは、議題2の「令和元年度森林・林業白書」の検討についてに移る前に、ここで一度休憩をとりたいと思えます。間もなく15時になるところですので、15時10分からの再開にしたいと思えます。では、休憩いたします。

(休 憩)

○立花部会長 それでは、時間になりましたので、審議を再開いたします。

議題2、「令和元年度森林・林業白書」の検討についての審議に移ります。

まず、令和元年度森林及び林業の動向を作成するに当たっての構成、主要記述事項の案について事務局からの説明をしていただき、審議に進めていきたいというふうに考えております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○河南企画課長 企画課長、河南でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここからは、ご審議長くなっていて、恐縮でございますが、来年度の白書のスケルトンについてご議論いただければということでございます。

お手元のパソコンの資料2-1というところをご覧ください。

ここは白書の構成でございます。前回9月の施策部会でもご説明申し上げたとおりです。例年通り、まずトピックス、それから、その後、第I章としての特集章、それから第II章以降については通常章という形でありまして、第II章以降の通常章は例年どおりの構成を踏襲している、このような形となっております。

よろしければ、資料2-2の方に移っていただけますでしょうか。

令和元年度森林及び林業の動向の第1部、その主要記述事項（案）として、1ページから始まっていくものです。

今回、特集章のテーマがSDGsに関するものということもございまして、それぞれの記述のと

ころに、15のゴールの特に関係が深いと思われるアイコンを付ける試みをしているものです。と申し上げつつなんですが、並べる順番につきましては、その事項に関係深いアイコンから並べた方がいいんじゃないかという意見がある一方で、なかなかその強弱が付けづらいということもありまして、ちょっとまだ今日の資料の中では定まっていないところがあるのですが、この点についてもお気づきの点がありましたら、ご意見をいただけるとありがたいと思っております。

2ページから3ページにかけては、トピックスです。この1年の特徴的な動きを紹介するものとして、例年ご紹介をしているものです。9月の施策部会、第1回目におきましても、委員の皆様からさまざま意見いただきました。それも踏まえながら案として作ってみたものです。

1点目が、ついに来年に迫ってまいりました東京オリンピック・パラリンピックにおける木材利用ということであります。

様々な主要施設に全国から調達された多くの木材が使用されているということで、写真にございます通り、先月末に完成いたしました新国立競技場にも多くの木が使われております。ここでの調達基準については、森林認証材等といった、持続可能性への配慮があったということもご紹介しつつ、ここでは新しい新国立の競技場以外に、選手村のビレッジプラザ、あるいは有明の体操競技場等においても使われているといったことを中心に、ご紹介していければと思っております。

2番目が、各地で非住宅・中高層建築物の木造化・木質化の動きが進んできていることについてご紹介してはどうかと思っております。

これは今年の白書でもご紹介したのですが、さらにその流れが強くなってきているというのが、ここ最近の動きじゃないかなというふうに認識をしております。都市部も含めて、様々な団体が木材利用に対する機運の高まりを見せているということかと思えます。11月の頭には、これは同友会さんが中心ですけれども、木材利用推進全国会議、立ち上がりまして、小池都知事を初めとする多くの知事の方もそこに名前を連ねていただいている、そういうものがスタートしたりしております。

それから、今年の2月には、鉄骨造と木造を組み合わせた10回建ての集合住宅が完成をしたという、これは右側に写真も出ておりますけれども、ハイブリッド建築を実現する技術の実証ということで、ウッドデザイン賞の最優秀賞もとったものでありますが、そういったものをまた紹介していきたいと思っております。

トピックスの3点目は、森林経営管理制度のスタートと国有林野管理経営法の改正ということです。

まず、森林経営管理制度につきましては、今年の4月からいよいよ制度がスタートをいたしました。それから、森林環境譲与税につきましても、今年の9月に初めての譲与が全国トータルで100億円という額でしたけれども、行われております。こういった中で、各地域におきまして、いわゆる意向調査などの取り組みが始まっているところであります。こういった動きについてご紹介をしたいと思います。

3ページの方にいきまして、そのような意欲と能力ある林業経営体を育成するという観点から、国有林の方でもこれを側面からサポートしていくという観点で、国有林野管理経営法の改正が今年行われました。施行は来年4月からの予定でございます。これは矢印の2つのところにもございますが、国有林の一定の区域において、木材需要者と連携する事業者が一定期間、安定的に樹木を採取できる樹木採取権の創設などを含む法律の中身ということでございます。

トピックスの4点目は、スマート林業を初めとした林業イノベーションの推進ということでございます。様々な安全性をめぐる問題、あるいは人手不足をめぐる問題などあるわけですが、林業の作業工程の全てをイノベートする、そういう問題意識から、林野庁として来年度の予算の柱として要求をしているものでございます。

中身は幾つかありますけれども、一つは、右側には2つ分けてご紹介しておりますが、資源管理や生産管理をICTを使って効率化していく流れが一つ、もう一つは、作業を完全に自動化していく、機械化していく、そういう流れのものです。これをご紹介したいと思います。

トピックスの最後、5つ目は、災害に関してであります。台風第15号・第19号による森林被害や山地災害への対応などについて、ご紹介したいと思います。まだ記憶に新しいところですが、今年も特に秋になってから大きい災害がございました。特に風の被害が大きかった台風15号、それから広範囲にわたって水の被害が大きかった19号です。それぞれに特徴があったということかとは思いますが、どういう被害であったかということ等をご紹介するとともに、林野庁で対応したこと、すなわち職員の派遣による技術的支援、あるいは学識経験者による緊急調査などを実施したこともご紹介をしていければと思っております。

これがトピックスでありまして、私どもとしては、概ねこの1年間の主要な動き、それなりにカバーできているかなと思って、案としてお示しをするものでございます。

めくっていただきまして、4ページからが第I章の特集章です。SDGsに貢献する森林・林業・木材産業ということで、前回お話ししたものです。

まず、基本的な問題関心は、4ページの上の方、黄色の所で書いてあります。SDGsへの関心が高まる中で、様々な取り組みが拡大し、SDGsを本業に取り組む企業も増加していると。そういう中で、森林・林業に関連する分野におきましても、これまで余り関わりのなかった企業あるいは個人が、我が業界の関係者の方と協働する、あるいは森林空間も活用した新しいビジネスに取り組む動きが出てきているという認識です。こういった取り組みをさらに広げていくために、いろいろな取り組みをご紹介したいということ、また、林業・木材産業を中心に様々な企業・個人が森林に関わることで、SDGsに貢献できるんだということを説明していきたいというものです。

構成としては、幾つかの節に分かれております。まず最初は、そもそもSDGsが何かということをおさらい的に書いていきたいと思っております。これが1の(1)のところですが、ここでは特に注目したい要素といたしまして、2つ目の矢印の所にもありますが、全ての人々の参画を重要視をしているということ、それから、3つ目の矢印にもありますが、ESG投資についてもぜひ触れたいと思っております。

その上で、(2)の所です。森林とSDGsの関係、これも簡単に棚卸しのようなことが書ければと思っております。前回の施策部会におきましても、森林・林業・木材産業自体がSDGsであるというお話、委員の方々から頂いたところでしたけれども、そういったあたりを少し書いていければということです。

目標の15に、持続可能な森林の経営と直接的に掲げられているほか、様々な目標に関連すること、これは、やはり森林が様々な多面的機能を有しているということに関連しているんだらうと思っております。特に我が国を見た場合、世界有数の森林大国であって、戦後植林された森林の多くが利用期、充実した状況になってきている、こういう状況の中で、我が国においては林業や木材産業以外からも森林に関わる関心を持つアクターが出てきているということのかなということ、書いていってはどうかということです。

関わる中身としても、森林の整備に加えまして、林業との協業あるいは木材の利用、森林空間の利用へと、だんだん拡大をしていっているのかなと考えておりまして、この木材利用や森林空間の利用といったところも、それを通じて森林の整備とか保全につながっていく、そういう関係にあるのかなということを書いていけたらと思っております。

5ページは、第2節といたしまして、多様化する森林との関わりを紹介していきたいと思っております。ここでは、民間における様々な主体による森林・林業・木材産業に関連した動きを取り上げたいと考えておりまして、どういう分類が良いかということも様々な中でも議論し

たのですが、この中に（１）から、６ページ、７ページにかけまして、（２）、（３）と続いてまいります。森林の整備に関するもの、それから森林から生まれる木材などの資源利用に関わるもの、それから森林の空間の利用に関わるものという分類を行いました上で、こういう動きが出てきているという紹介をしていきたいと思っております。

あらかじめなのですが、ここ、まだ不十分と私どもも強く認識をしております、前回の施策部会が終わりましてから、９つの企業に実際出かけていきまして、様々な取り組みについて直接お話を伺うという取組をしております。現時点ではどの取組を事例として掲げられるか、ちょっとまだ決められてない状況でございます、抽象度が高い平板な感じになってしまっている自覚もあるのですが、本文の策定過程においては、立体感のある記述になるように、特にこの部分は努力を傾注していきたいと思っております。

５ページのところを簡単にご紹介してまいります。

１つ目が、（１）のアのところですが、企業による森林づくりの活動でございます。もともと、このグラフにもありますように、CSRの一環などで関わりを持つところがあったのですが、やはりこの10年ほどでかなり数が増えてきているのが、お分かりいただけるかと思えます。それから、飲料水メーカーが、資源となる水を守るために森林の保全に取り組んでいるものなど、SDGsがこれだけ言われてきている中で、企業の本業とも絡めた、そういうことを目的としているところなど、取り組みのレベルにおいては、様々なものがあるのかなと思っております。

（イ）のところでは、異分野との協業という形で取り上げてみたところです。ここでは、２つ目の矢印のところ、建機メーカーの話、それから３つ目の矢印のところ、測量、IT関係などの企業の動きを取り上げております。当然、ビジネスチャンスがあると見込んで入ってきている世界ではあるのですが、こういったものも新たな動きなのかなと考えています。

それから、いわゆるアウトドアの洋服を作るメーカーにおいては、林業をやる人、林業従事者のための作業着を、そういうアウトドアメーカーが製作・販売している動きも出てきておりますので、そういったこともすそ野が広がっていると理解できるのではということも考えているところです。

（２）は、こうして整備された森林から生み出される様々な資源の利用に関わる取り組みを紹介していったらどうかと思っております。

まず、１つ目が、建築における木材利用のところでございます。様々な動き、これは木造化と木質化の動きが出てきておまして、集客ですとか、あるいはエネルギーが少ない、経済性を中心にした視点もあるのですが、やはり色んな企業の事例を調べておまして、ここの矢印

でいいますと、3つ目の所、こういう人に着目した関心を持つところが多くなってきているかなという印象を持っております。

例えば、病院で、そこで働く人が疲れづらくなった、あるいは、そういう木質化されているからこの職場を選んだんですという、そういう企業があったり、あるいは、企業訪問で来た人が、そこを見て、ここで働くことに決めましたというような、そういう会社もあるということでもあります。あるいは、全く違うところで申し上げますと、特別養護施設を木質化して、利用される方がより安心して過ごせるようになってきた、そういうのも最近の動きというようにまとめられるのではないかと考えております。

それから、アイコンでいきますと12になるでしょうか、まちづくりに関するものもありまして、ある飲食関係の全国のチェーンのメーカーでは、地元の木材を使って、地元の職人が作ったテーブルを置くというような取組も、それは持続的な地域づくりという関心からやっているということでした。こういうのも新しい取組かと考えております。

6ページは、いわゆるマテリアル利用の動きをご紹介します。プラスチックとか金属などの代替材料として、よく林野庁の施策でも取り上げているのが、セルロースナノファイバーとか改質リグニンといったものでございます。これも、ここでもストローということを書いておりますが、海洋汚染のシンボルになっているストローを切りかえていく動きなど、出てきておりますし、それから、セルロースナノファイバーの例を一つご紹介いたしますと、運動靴のメーカーがかかとのクッション部にセルロースナノファイバーを使ったものも、もう既に発売にこぎつけているという、そういう動きもございます。材として優れているからということではあると思うのですが、やはり世の中全体の流れに反応したものかなという気もしております。

ウのところは、広い意味では木材利用に当然入るのですが、木質バイオマスエネルギーは気候変動とも関係ありまして、やはり特出しして書きたいと思って、ご紹介しているものであります。いわゆるバイオマス発電はもう広がってきているところではありますが、エネルギー効率の観点からいっても、いわゆるボイラー、熱利用のところは広がってきているというのがよりあろうかと考えております。ここでもご紹介しておりますが、食品メーカーあるいは化学工場、こういったところで従来の重油とか天然ガスを燃やして、その食品を調理したり、あるいは工場内で必要な熱を得るのではなくて、そのために木質のボイラーを導入する、そこでは地元の間伐材から出たチップを活用するというところで、地域の森林組合などと連携をする事例というのも出てきておりますので、そういったこともご紹介をできればと考えております。

(エ) のところは、キノコとかジビエでして、これはちょっと方向が違うものではあるのですが、利用量が、例えばジビエなどでは、食肉とかペット用とかを合わせまして、去年は2,000トン弱まで利用が増えてきておりまして、これは一昨年と比べて16%多いという数字も出てきています。やはり山の恵みを継続的に使っていく、そういう流れの一つとして取り上げられるのではないかと考えております。

2つ目の漆のところもご紹介しておりますが、これは、産地において地元の企業が地域の貢献目的で、漆の植林に協力をしているという例でございます。

(3) は森林空間の利用に関わる取り組み、いわゆる「森林サービス産業」と林野庁で呼んで、さらに振興を図っていこうとしている取り組みですが、これ、交流人口とか定住人口の増加を通じて、山村社会あるいはその経済に好影響、そして地域の持続性にも好影響をもたらすものと期待されるものだと認識しております。

7ページにいきまして、具体的な取り組みとしては、3つの分野の紹介をここではしております。

1点目が教育の話、これは歴史もあります「森のようちえん」ですとか、そういうところをまず一つは取り上げたいと考えております。

2つ目が、健康をめぐる話であります。これは、場面としては、各事例見ておりますと、大きく分けて2つあるのかなという印象を受けております。高齢者の疾病予防、あるいは健康づくりに、その町にある森林の空間を利活用する動き、長野県などで特に出ていと認識しております。もう一つは、働く人の健康の維持ということでありまして、企業ですとか、あるいは医療保険に関係しているところが、そういう関心を持って、予防医学的な関心を持って取り組もうとしている動きが出てきていることを、具体的にご紹介できればと考えております。これは本当、人生百年時代とかと言われる中で、健康寿命の延伸でありますとか、医療費・介護費の削減、これは財政の持続性とかということにもつながると思うのですが、そういう捉え方が可能ではないかと考えております。

それから、3点目が観光・レジャーのものであります。これも伝統的な利用方法ということだと思っておりますが、最近の文脈で申し上げますと、インバウンドの人の取り込み、そこへのサービス提供も含めて、地域の持続性という観点では、特に大切な取り組みになってきているのかなということでもあります。

こういったことを、繰り返しになりますが、立体的にご紹介していけるよう、努力をしたいと考えております。

8 ページは、森林に関わる企業の動向ということで、アンケート調査についてご紹介をしているものであります。これは、丸川委員にもアドバイスを頂きまして、JAPICさんの協力、それから同友会、日商、経団連という経済3団体の事務局にもご協力を頂いて、先月の後半から始めているものでございます。その中でも特に、これは資料2-2の参考の2という所、左側にしおりでジャンプしていただけますと、実際にどういうクエスチョンの絵は出しているかということも、ご覧いただければと思っております。例えば問の8番では、どのような目的で行われているか、問の9番では、そこから得られた効果はどうだったでしょうか、問の11番では、取り組みを広げるために必要と思われることは何でしょうか、といったことについて声を集めて、分析をしたいなと思っております。どれだけ集められるか、ちょっと現時点では余り楽観的なことが申し上げられないのですが、精いっぱい努力をしたいと思っております。

それから、第4節は、SDGsと森林に関わる関係者の役割ということでありまして、そういう期待が高まっている一方で、林業とか木材産業関係者のサイドをSDGsの観点から見たときには、見直していかなければいけないことがありますよねということで、幾つかのトピックを紹介してはどうかということで書いているものでございます。これは、まさにそういう我々サイドの企業、業界がこの後持続的に続いていくために、やっぱり考えていかなければいけないのだろうと思っております。

1点目が、再生林の推進ということであります。今年の白書でも紹介をしておりますが、主伐の面積、推計値で7~8万ヘクタールある中で、人工造林が3万ヘクタールということでありまして、これは現在の山元の立木価格では、なかなかそういう意欲が出ないということなのだろうとは思いますが、川上だけの問題ということではなくて、川中・川下の皆さんも合わせた課題として取り組んでいかなければいけませんよねということ、紹介してはどうかと考えております。

9 ページにまいりまして、環境への配慮であります。これは、まさにSDGsの流れの中で、外部の方からの目が厳しくなってくる方向、それは今後さらに強まることはあっても、弱まることはないだろうという問題関心から書いております。ここでは特に森林に着目して、希少野生動植物への配慮、多様性の配慮といったことをちょっと書いてあり、あるいは、そういう面から見て、森林認証の活用も有効かなということも、文字でここでは書いていますが、ヒアリングをした企業の方から聞いたお話としては、建物の開発に携わっている会社なのですが、ここにテナントさんとして、店子として入ってくる人たちから、この建物を建てる時に使われた資材というのは、児童労働が使われたものじゃないでしょうか、あるいは、木材であれば、

違法伐採されたことじゃないですよねという、そういう問い合わせの動きが強くなってきているということでした。これまでは施工業者さんに完全にお任せだった世界もあるようですが、開発会社の方にもそういう声が届くようになっていて、そういったこともご紹介していければ、メッセージになると思っております。

それから、ウは、林業従事者の安全確保ということでもあります。ここは当然、強く認識をされている問題点ですが、SDGsの観点からも紹介してはどうかと。

エの女性参画についても、同様でございます。

それから、その後、(2)のところは、地方公共団体の役割、ここにも触れていければということ。特に、地方公共団体、地域の持続性という関係で、森林・林業地帯である中山間地においては、やはり身近にある森林、あるいは関係する林業者の方々の力を集めながらやっていくのが、大きな要素になってくるのだろうと思っております。SDGs未来都市で幾つかの都市、選ばれてきておりますが、やはり山村部から選ばれたところで、森林・林業・木材産業に強い関わりを持つ事項が出ているのは、これは決して偶然じゃないのだろうと思っております。

それから、10ページにまいりまして、当然、県だけで、地方自治体だけではなく、政府の役割もあろうということで、ここもちょっと概念的になるのですが、日本政府として作成しているアクションプランなどにも触れていきたいと思っておりますし、加えまして、大切な要素としては、林野庁としての適切な森林・林業施策を講じること、あるいは、ここでは国有林も一定の役割を果たしていくといったこともご紹介したいと思っております。

最後に、まとめでございます。ここをまたさらに考えたいと思っておりますが、森林・林業・木材産業がどのようにSDGsに貢献しているかということのを改めて記述したいということ、それから、より多くのアクター、個人であり企業であり、様々な主体がいらっしやると思うのですが、そういう人たちによる様々な森林あるいは木材等に関わる取り組みに、そういうものにつながってほしいという思いを軸に、最後、まとめのところは書いていけたらと思っております。

ここまでが特集章でございます。

11ページ以降、通常章でございます。これまでの骨格、流れを基本的に踏襲するものでして、データの更新とか、あるいは新しい動きのご紹介を中心にとっております。

まず、第Ⅱ章は、森林の整備・保全であります。

11ページのところは、第1節として、森林の適正な整備・保全の推進ということでもあります。このページでの新しいものとしては、一番下の矢印、去年、全国森林計画ができたことを踏ま

えて、新たな公共事業の計画である森林整備保全事業計画が今年の5月に策定されたということをご紹介していきたいと思っております。

12ページは、森林経営管理制度あるいは森林環境税に関することでございます。トピックスでもご紹介したところですが、様々な自治体での取り組みが始まっています、そういう先進的な事例を皆さんにお知らせをしていくということも、大切な要素だと思っております。そういった動きを、ここでは事例を1つ、都市部と地方が連携した環境譲与税の使い方というのをご紹介しておりますけれども、そういったものをご紹介していきたいということでございます。

13ページは、第2節で森林整備の動向ということでございます。ここも例年と変わったところはありますが、新しい令和の御代で初めての全国植樹祭などもご紹介していきたいと思っております。

それから、14ページは、森林保全の動向でございます。ここでも、トピックスでご紹介いたしました、災害の関係、またやや細かくご紹介していきたいと思っております。

3の(2)の1つ目の矢印のところであります。やはり近年の傾向として、短時間強雨の発生頻度が増加している、それに応じて発生する山の被害も変わってきているということであろうと思いますので、そういった面からの記述をしていきたいと思っております。

15ページでございます。ここでは、例年どおりであります、野生鳥獣による森林被害面積の推移などをご紹介していく予定でございます。グラフでは、被害面積減ってきているのですが、やはり被害としては依然として深刻かなという認識でございます。

15ページの下の方からは、国際的な取り組みの推進というところです。

16ページにまいりまして、(2)地球温暖化対策と森林というところの4つ目のところ、去年ありましたCOP24、パリ協定のもとでも、これまでと同様の森林吸収量の計上ルールを採択がされたわけですが、今年6月のパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略におきまして、2050年に向けた長期的なビジョンとして森林吸収源対策の推進などが位置づけられたことも、ご紹介していきたいと思っております。

17ページから、第Ⅲ章で、林業と山村ということです。

17ページでは、第1節、林業の動向、(1)の林業生産の動向でございます。この1つ目の矢印のところ、2017年の林業産出額が4,859億ということで、2002年以降、最も高い水準になってきていることなどをご紹介したいと思っております。

18ページにまいりまして、ここでも、森林経営管理制度の動きに連続するところではありま

すが、18ページの（４）の施業の集約化等の上から４つ目の矢印でございます。林地台帳制度、今年の４月から本格運用が開始されております。所有者や境界の情報等を一元的に取りまとめるということで、市町村が整備するものですが、こういったことを紹介していきたいと思っております。

19ページでは、造林の低コスト化・省力化に向けた取り組みといたしまして、エリートツリーや早生樹の話、これは林業イノベーションの一部をなすものでもあるのですが、そういったことを紹介してまいりたいと思っております。

19ページの下の方からは、特用林産物の動向です。

20ページの途中からが、中山間地域の動向ということです。

ここでは、21ページの（２）のところで、特集章とも関係いたしますが、下から２つ目のあたり、森林サービス産業検討委員会を設置して、様々な森と人との関わりをつくり出していきたいという流れが出ていること、あるいは、その下ですが、これはついこの間、11月19日に立ち上がったものですが、関心のある様々な人に集まっていただいて、意見交換や情報共有を図る「Forest Style ネットワーク」が立ち上がったことなど、こういったことをご紹介していきたいと思っております。

22ページからは、今度は木材産業と木材利用のところですが、22ページでは、世界における木材需給の動向、それから、下の方では、我が国における木材需給の動向をまずご紹介したいと思っております。22ページの一番下、木材自給率は8年連続で上がってきて、今、36.6になったということ等です。

23ページでは、木材価格あるいは違法伐採などに続き、輸出の数字をご紹介したいと思っております。

それから、次のページ、24ページです。木材利用の動向ということでありまして、これ、実は例年は3節にあります木材産業の動向というのを先に書いていたのですが、需要の動向に続いて利用の動向を持ってきたほうが、より連続性があるのかなということで、節の入れ替えをここではしてみたものでございます。

24ページも特に目新しいことはございませんが、建築分野における木材利用として、トピックスでも触れました非住宅・中高層建築物の木造化・木質化の動きといったところを、特に厚く書いていけたらと思っております。

それから、25ページです。ここでは、公共建築物における木材利用の動き、あるいは木質バイオマスのエネルギー利用、あるいはマテリアル利用といったところについても、従来どおり

書いてまいりたいと思っております。

26ページは、木材利用の普及ということで、木材利用優良施設コンクール、あるいはウッドデザイン賞といったことにも触れながら、啓発の動きも触れていきたいというものです。

26ページの真ん中、木材産業の動向です。ここは、先ほど申し上げました、ちょっと位置が若干変わったというのがありますけれど、全体像をお示しした上で、26ページの一番下、製造業に始まり、集成材の製造業、合板、チップ、プレカット等々を順に、その工場数、生産量等がどうなっているかということをご紹介していきたいと思っております。

28ページからは第V章ということで、国有林野の状況です。

1の(2)のところにあります。国有林野の役割といたしましては、2013年度の一般会計化を踏まえて、公益重視の経営をするということ、それから、林業の成長産業化に向けた側面からの貢献を図っていくということを目指した運営がされているものでありまして、そういう構成で昨年同様書いていくということです。

その観点から、新しい動きとしましては、29ページのところで、(2)に成長産業化への貢献ということを書いてありますが、この2つ目の矢印のところ、様々な技術開発、コンテナ苗の活用ですとか、伐採と造林の一貫作業システムといったことを試しているわけですが、その成果を普及するためのポータルサイトを立ち上げたことなどを、ご紹介していきたいと思っております。

それから、30ページでは、トピックスでも触れました樹木採取権の話、これもまたご紹介していきたいということでございます。

30ページの下のところでは、「国民の森林」としての管理経営ということで、これは、10月だったでしょうか、国有林のミニ白書をご覧いただいた9月ですね、このときにもご覧いただいたドローンの映像などというのもありましたが、日本美しの森のお薦め国有林といったところについても、また磨き上げの動きをご紹介したいと思っております。

31ページからは、第VI章で、大震災からの復興ということでございます。これも従来の記述を踏襲しているところです。

1番として、様々な被害からの復旧状況あるいは再生状況がどうなっているかということ、森林被害あるいは海岸防災林といったところに着目して、ご紹介したいと思っております。

32ページのところは、原子力災害からの復興ということです。なかなか、特に避難指示が出た区域などにおいては、山での一般的な作業が行える状況にはなっていないわけですが、これまで取り組んでまいりました、32ページの(1)の3つ目の矢印のあたりですが、森林内

の放射性物質の分布状況の推移等についての調査研究は継続して行っておりますので、そのご紹介、あるいは、地元の方々、都市の方々に対する最新の情報の提供、あるいはリスクコミュニケーションなどに引き続き取り組んでいることを、紹介していきたいということです。

33ページは、林産物の話、あるいは樹皮、ほだ木の話などの従来の延長で紹介をしていきたいと思っております。

以上が、ちょっと長くなってしまいましたが、全体の構成でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○立花部会長 ありがとうございます。

それでは、「令和元年度森林・林業白書」の構成、主要記述事項につきまして、委員の皆様からご意見をいただき、審議をしてみたいと存じます。

この後、時間、60分ほどを予定しておりますけれども、最初にトピックスに10分余り、特集章30分余り、通常章を20分余りというような形で考えていきたいと思えます。

それでは、トピックスにつきまして、皆様からご意見、ご質問等をお願いいたします。

では、私、1つよろしいですか。

昨年であると、例えば農林水産祭がトピックスの中に含まれていたわけですが、今回はそれは含めないということになりますでしょうか。

○河南企画課長 失礼をいたしました。農林水産祭における天皇杯などを受賞した方々のご紹介というのは、例年どおり書かせていただきたいと思っております。失礼いたしました。

○立花部会長 ありがとうございます。トピックスの中にもう一つ加わるということでございますね。

それでは、皆様、いかがでしょうか。

○丸川委員 トピックスの1と2のところですか。1なのですが、これは言葉だけの問題だと理解しているのですが、新国立競技場というのはもう今はなくて、竣工したので、正式な名称は、国立競技場なんですね。だから、新たなというふうに書かれた方がいいんじゃないかという、非常に細かな話です。あと、写真は、僕も多分これでいいと思うんですけど、一番新しい写真をやっぱり入れるべきだと思います。それと、2つ目のウッドデザインのほうの最優秀が出ているんですが、名前を書かれるんでしょうか。最優秀賞、農林水産大臣賞、何々という具体的な名前を書いた方がいいんじゃないかなとは思っています。

○立花部会長 例年書かれてますよね、具体的に。

○丸川委員 今年は何でしたか。ちょっと僕、見ていないのですが。もう発表されていると思

うんですけど。書かれた方がいいと思います。細かな話です。

○木材利用課 ウッドデザイン賞自体は資料にある「日本初となる～」というのが、たしか受賞のタイトルになっていたかと思います。

○丸川委員 例えば、左はハイブリッドで、三菱地所と書いてあります。右のこの絵は何でしょうということだけです。

○木材利用課 パークウッド高森という賃貸マンションですね。

○丸川委員 何かそういう具体的事例の名前を書いていいのだったら、書いた方がいいんじゃないかということなんです。農林水産大臣賞で、この絵はじゃあ何、というふうに聞かれるんじゃないかなということでございます。

○河南企画課長 同じ建物の室内を撮ったものです。

○丸川委員 これが室内を撮ったものなんですか。

○河南企画課長 はい。

○丸川委員 わかりました。

○河南企画課長 ご意見を踏まえて作成したいと思います。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

○塚本委員 ご説明ありがとうございました。

トピックスについては、選定いただいた5つとも非常にふさわしい内容だと思います。

ただ、順番につきまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用については、国民の大きな関心事として非常に盛り上がっておりますしトップに置くことに異論はございません。2番目につきましては、木材利用の関連で木造化・木質化の動きとされていると思いますが、森林関係者の中では、今年度から森林経営管理制度が導入され、これにあわせて森林環境譲与税という新たな財源措置がなされ広く一般の国民の方々から税金を頂戴する制度が始まったことは大きな出来事です。そのような点も考慮いただき再度ご検討いただければと思います。

あわせて、トピックス3の3つ目の矢印の各地域における森林所有者への意向調査等の取り組みなどにつきまして、今年の4月に制度がスタートしたばかりで、成果まで見えていない状況とは思いますが、意向調査について各地域でどのように取り組まれているかという点につきましては、第Ⅱ章のほうで補強していただければと思います。

○立花部会長 いかがでしょうか。

○河南企画課長 お答え申し上げます。

まず、5つトータルの評価につきましては、ありがたくお聞きをさせていただきました。

並べ方につきましては、今、塚本委員からお話がありましたように、今日の時点では川下と川上というような意識が正直あったんですけれども、関係する皆様にとっての重さというんでしょうか、そういったこともあろうかと思しますので、今のご意見を承って、もう一度検討したいと思っております。

それから、森林経営管理制度の中身といいたいでしょうか、各市町村でいろんな取り組みが始まっていることの紹介については、トピックのところでは分量の問題、出てくると思いますので、おっしゃっていただきましたように、第Ⅱ章の中でできるだけ良い取り組みがご紹介できるような、そういったことも含めて受けとめさせていただいて、本文の作成に当たっていきたいと考えます。

○立花部会長 今の順番については、ほかの委員の皆様からご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、ほかの点でも結構ですので、ご意見、挙げていただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご意見、ご質問がないようでしたら、特集章のほうに移ろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、特集章のほうに移りまして、SDGsに貢献する森林・林業・木材産業を特集章として今、審議することになりますけれども、どういった観点でも結構ですので、ご意見、ご質問、お願いいたします。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 特集章、大変期待しております、ようやく、だんだん私どもの川中の業界も伝わってきたかなというところがありまして、そういった意味で、森林、そして木材産業がこのSDGsに深く関連している、関与しているというところを、ぜひこの中で取り上げていただきたいということで、特に第1の(2)の1つ目の矢印の中で、目標15のほかにもさまざまな目標に関連しているというところを、もう少しというよりも、多分これからだろうかと思うんですが、ここを前面に打ち出すような形での取り組みをまずお披露目をしながら、もう少し頑張りましょうねというふうな観点での書き方というものは、また後半にあってもいいのかなと思ひまして、まず私どもの取り組み、この林業、森林産業、木材産業がどのような形でSDGsに深く

関連、そして協力しているかというところを、一般の消費者の方におわかりできるような視点での書きぶりも、あってはどうかというところを期待したいと思っております。

○立花部会長 今の点、事務局のほうはいかがでしょう。

○河南企画課長 ありがとうございます。

今ご覧いただいた4ページの(2)のところでは、森林のところは前に出過ぎているなというような認識もちょっと持っているところでした。今、日當委員からいただいたご意見踏まえて、林業・木材産業のこともここで前面に押し出しながら、あるいは、全体の構成、またその過程で考えるところも出てくるかもしれないですが、多くの深く関与している、あるいは大きく貢献しているといったところを、積極的に書き込んでいくような方向で考えたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

お気づきかと思うんですけども、今回の白書においては、SDGsの目標につきまして、各項目ごとに、特に関連しそうなものを挙げているというのが特徴だと思います。そのあたりについても、もしこの辺はちょっと違うんじゃないか、加えたらどうかというのがあれば、それはご意見として賜れば良いんだろうと思います。

ほかいかがでしょう。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 見た側からすると、この17の目標が何なのかというのは、一番後ろに出てきますよね、参考として。後ろに掲載するのもいいんですけども、最初に解説を掲載しておけば、一目見て、見た人が、ぱっとまず見てわかるんじゃないかなと思います。どうしても、一個一個読んでいって、そこに何が書いてあるなって見てしまうんで、その前に最初にアイコンとして入れたらどうかというものが、読み手としてはいいんじゃないかと思うんですが。

○立花部会長 今、貴重なご意見いただきましたが、事務局のほうでいかがでしょう。

○河南企画課長 おっしゃるとおりだなと思いながら、聞いておりました。私ども、つくる過程で、ある意味、深く感心しているということをアプリアリというか、所与のものとしてつくってしまったところがあるなと思いながら聞いておまして、先ほど日當委員からいただいたやつともまさに共通してくる視点だと思うんですけども、最初に棚卸しというか、全体像が見えるように書いてあげることが、読まれる方の理解により資するという観点からのご指摘だと思いますので、よく踏まえて考えてみたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほか、ご意見、ご質問いかがでしょう。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 松浦です。

このSDGsを特集としたことは、非常によいことだと思うのですが、多分、SDGsの17項目の中には、トレードオフの関係にある項目があると思われます。つまり、どちらかを立てれば、どちらかが立たない。例えば、8番と13・15番は林業を再生し成長産業化をすると、やはり山地の環境保全とか、気候変動対策などうまく折り合いをつけないといけないところが多分出てくると思います。その場合、どういったような工夫しているかということも記載すると、それぞれの項目の調和をうまく図るという姿勢が見えて、より理解が得られるのではないかと思います。

○立花部会長 今の、先ほどご意見いただいた丸川委員の、俯瞰的な説明の中に加えるような感じになるのでしょうか。どんなアイデアがよろしいでしょうか。

○松浦委員 経済性も担保しつつ、収穫時の環境に与える負荷を最小限にした取り組み事例などを、記載してもいいのかなと思いました。

以上です。

○立花部会長 事務局、いかがですか。

○河南企画課長 今のご意見も踏まえて、工夫したいということが基本でございますけれども、まさに松浦委員からいただいたように、SDGs、それぞれがトレードオフの関係にあるところがあって、そこをどういうバランスでどう進めていくかというのは、まさにそれぞれの取り組み主体の置かれている立場であったり思いであったりということで、その強弱は変わっていくところがあるのかなとも思っております。その中でいいバランスを考えて、やっていってくださいねということだと思うんですけども。

そういうことからしますと、事例を紹介する中で、そのバランスへの悩みというんでしょうか、そういったことへの思いがあるところがあれば、そういったものも紹介していくというのも、一つのやり方かなと思いますし、いただいたそのトレードオフの観点というところも、ちょっと目配りをしながら、本文作成のときに考えさせていただければと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 今回SDGsと森林という視点で、様々な分野での取り組みについてご紹介をいただいておりますが、違法伐採問題についても詳しく取り上げていただければと思います。5ページ

の2の多様化する森林との関わりの(2)の森林資源の利用に関わる取り組みのところかと思いますが、認証されたフェアな木材を使う意義について、世界の環境であるとか貧困問題にまで波及することであることや、SDGsの思想に基づき適正に管理された森林から生産されたフェアな木材を使っていくことの重要性などの視点を盛り込んでいただければと思います。

それから、7ページに、教育や健康、観光・レジャーの分野について記載されていますが、森林の価値は多面的であり、それらの価値を新しいビジネスに活用していくことがSDGsへの貢献に繋がっていくことになるという視点で、記載内容をより充実させていただければと思います。そうすることで、森林の新たな可能性が見えてくるのではないかと思います。

最後に、8ページの4のSDGsと森林に関わる関係者の役割という項目でございますが、国民の役割についても追記いただければそれぞれの立場でどういう形で貢献できるのかという点が明確になるのではないかと思います。以上の点につきましてもご検討いただければと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

今、3点でしょうか、ご指摘がありました。いかがでしょうか。

○河南企画課長 ありがとうございます。

まず、1点目の違法伐採についても、具体的に視野にというお話でございました。これは、9ページの一番上の(イ)のあたりは、そういうことも念頭に置いて、環境への配慮という言葉で書いたところだったのですが、前の方がいいのか後ろの方がいいのかというのはあるかと思いますが、そういうちゃんとクリーンに伐採された木を国内で使うことが、世界の環境とか、あるいは貧困問題にもつながるといようなお話は、そのとおりだと思いますので、そこについても明示的に出せないかということ、ちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、2点目の森林空間の利用に関わるのところにつきましては、我々の問題意識も共有していただいて、非常にうれしく聞かせていただきました。冒頭も申し上げましたけれども、できるだけ皆さんに刺さるような記述になるように、具体例なども交えながら、充実した本文になるようにさらに努力をしたいと思っております。

それから、3点目の国民の役割というところについては、実は、原案つくる過程で議論をしたところだったのですが、ちょっと言葉が適切かどうかよくわからないんですが、余りにお説教臭くなると、よくないかなみたいなどころもありまして、全体のトーンもそうなんですけれども、林業・木材産業以外の広い世界にいる方がSDGsを感じて、自発的に様々な取組をやるとする、そういうのをエンカレッジするような、上からじゃなくて、そういう下からのものを促進するような書き方で、国民の役割といったことにも何か触れていけるといいかなというよ

うなことを、今改めて感じた次第でございます。ここも工夫をさせていただきたいと思います。

○立花部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今の役割については、私はどうしても大学で勤務しているものですから、学というのを入れていただきたいと感じます。私はやっぱり産学官があるんじゃないかなと思っているんです。やっぱり学が参画することによって、より理論的にも、あるいは実証的にも、さまざまなことが具現化していくんじゃないかなと思っておりまして、そうした意味でもぜひご検討いただければなというふうに思いますし、あと、国民という話については、国民でもあるんですけど、住民とか市民とかっていう観点で、もう少し森林空間の利用とか木材の利用という視点を強めていただければ、さらにいいのかなというように感じました。

ほかいかがでしょうか。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 これまでの森林白書でとくに、新しい動きや切り口などに関する記述もおもしろく読ませていただいておりますので、今回も現在のトレンドと将来とを想起させるようなダイナミズムが感じられるトピックス紹介等の記事があると目を引くかなと感じました。

現状、こういうふうにSDGsに当てはまるというのは、説得力あると思うんですけども、今のトレンドや昨年との違いから、将来どんな風になっていくのか、ちょっとわくわくと想起させるような内容が入っていると、魅力的かなというふうに感じました。

○立花部会長 今のご指摘、いかがでしょうか。

○河南企画課長 おっしゃるとおりだなと思いつつ、重い宿題というか、読む人が飽きないように、きちんと心に刺さるように、やっぱりいかに立体的に書いていけるかということそのものかなと思いつつも、聞かせていただきました。そういうふちぶち切れたものではなくて、トレンドや、将来に向かっての動き、そういう全体像がわかる中で、事例やトピックスなど、紹介していけるように努力をしたいなと思います。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかご意見いかがでしょうか。

村松委員、お願いいたします。

○村松委員 このバッチつけて、よくわからないものがばかなものをつけてきてしまったなと思って、ちょっとせつないんですけど。これ、SDGsのこの活動というか、運動そのものというのは、評価とか効果みたいなものはかたり示したり、ある意味ではしないというのが大原

則なのかもしれないけど、いや、私、全然詳しくこの内容そのものについてそれほどの知識持っているわけじゃないから、あれなんですけど、こういうところで、例えば、星3つですじゃないけど、この紹介をしたときに、この活動ってこんな効果みたいな形での評価みたいなことってというのは、当たらないものなんですか。

○立花部会長 事務局のほうから回答をお願いいたします。

○河南企画課長 SDGsができたときの基本的な思想としては、そういう達成度をきちぎち国際的にもやらないというのが、基本的姿勢だったかというふうに記憶をしております。今回、この原案をつくる際に中でも様々な議論したり、あるいは事例を見ていても、そう感じるどころ、個人的にも多かったんですけれども、やっぱり皆さん何かしら地球全体あるいは地域であったり、持続性ということに関心を持たれて、そこで自分たちができること、参画というのが大切な要素ということもご紹介しましたけれども、その中で何ができるかということで、一歩でも半歩でも前に進む動きが出てきたら、それ自体がいいことだよと応援してあげるとというのが、基本的な姿勢なのかなと思っております。

今回の森林・林業・木材産業に関わる取り組みのご紹介においても、基本的には、これが良いとか、これが悪い、これがより良いとかっていうよりは、そういう動きが出ていて、すそ野を広げていくというんでしょうか、そういったことを旨として、事例のご紹介などをしていく、記述をしていくといったことが、より良いのかなと思いつつながら、今日のスケルトンはお示しさせていただいたところでした。ちょっとお答えになっているか。申し訳ありません。

○立花部会長 なかなか評価、星3つ、4つというのが難しい面はあるんだろうと思います。ただ、これから持続的に森林を管理していく、そして木材を使っていくということにつながるような形でということになるんだろうと。

何かございますか。

○河南企画課長 失礼しました。今、国がアクションプランとか定めているのですが、そこでは指標というものがあって、そこに向かって国としては頑張っていこうとなっております。国としての取組と個々の民間の取組ということで、ちょっと違いがあるということかもしれません。先ほど申し上げたところを若干訂正させていただきたいと思っております。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、また全体の質問を受けることにいたしまして、第Ⅱ章から、それぞれ先ほ

どのご説明を受け、皆様からのご質問、ご意見を受けていきたいと思えます。第Ⅱ章の森林の整備・保全につきまして、何かお気づきの点、ご意見、ご質問等ございましたら、挙げていただけますでしょうか。

松村委員、お願いいたします。

○松浦委員 トピックスもそうですが、この第Ⅲ章も、全体的な書きぶりが、森林被害ということで、森林が被害を受けているというような書きぶりとなっているように思えます。ところが御存じのように、2017年には九州北部豪雨災害で流木災害が、それから2018年は関西地方で風倒木災害が、そして今年も千葉県で風倒木災害があり、森林自身も被害を受けているのですが、実は森林が被災した結果、被害を与える側にもなっているという事実がございます。したがって、森林が加害者にならない対策としての森林整備をいかに進めるかということも大切です。例えば河川流路とか道路や鉄道の線形構造物、それから、高圧送電網はあまり関係ないかも知れませんが、各家庭などに電気が送られる配電網などに近接した森林を今後どういうふうに取り扱うか、被害を出さないための森林整備のあり方や風倒木害に強い森林の育成、さらに風害によって大規模に風倒した後の森林をどのような目標林型に誘導するか、こういったことも、今後、非常に重要な課題になると考えています。これについてどのような方針なのか、お考えをお聞きしたいなと思っております。

○立花部会長 それでは、担当の方、お願いできますか。

○諏訪間伐対策室長 整備課でございます。

今回、特に千葉の方では、風倒被害とかございましたので、それにつきましては、学識経験者による調査等々を行っておりますので、そういったものはまず盛り込めるのかなというふうには思っております。また、今お話ございました送電線とか、そういったことにつきましても、千葉の関係で大分問題になっていることもございまして、これにつきましては、実は去年の京都の風倒を奇禍といたしましてと言うと、変な言い方になるんですけども、そういうインフラ施設周辺の森林整備を進めましょうというふうな事業を来年度からやれるように、今、予算要求をしておりますので、例えばそういうようなことを進めていく方針とか、そういったようなことは書きぶりとしてあるのかなというふうに考えてございます。

そしてまた、今言った京都につきましては、地元のほうで検討委員会というか、今後こういう山づくりをしていきたいと思いますという動きもございまして、そういったこともご紹介できるのかなというふうに考えてございます。

○立花部会長 先ほど、松浦委員のご指摘が2つあったと思うんですけども、一つが、被害を

出さないように森林整備をするという観点からの整理をするということと、もう一つは、被害を受けた後の森林をどういうふうには整備していくか、このあたりについても何らかの形で白書に盛り込めないだろうかというご意見で、よろしいですね。いかがですか、このあたりは。

○諏訪間伐対策室長 もちろん被害が起きないように、森林整備というのは私どもの補助事業で様々にやっておるところではあるんですけども、ちょっと話もございましたように、かなり局所的な風なり雨なりということもあるので、森林整備は、もちろんやっていくんですが、それがどこまでできるかというところについては、ちょっとまた検討していきたいというふうに考えてございます。

また、後の始末と言ってはなんなんですけども、風倒被害の後始末というところにつきましては、補助事業で対応してきているのが基本的にはやっておりますので、そういうところを盛り込むということになろうかなと思います。

○立花部会長 松浦委員、いかがですか。せっかくなので、ぜひご意見をお願いいたします。

○松浦委員 これからは極端な気象現象の発現の頻度が多分高くなってくると思われます。これまで1991年の大分・石川・秋田や、その後、2014年の岡山・兵庫とかの事例をみると約10年ごとに大規模な風倒木災害がありました。しかし、昨今は森林が過飽和状態にある中で、極端な気象現象の発現により、より森林災害が頻発しているように感じます。したがって、森林自身が災害を受けにくい、また受けたとしても被害を出さず側にならない、さらに受けた場合に後をどうするか、そういったところも、是非、いろいろな角度から検討していただきたいと考えています。

○立花部会長 担当のほうから何かございますか。

○大政治山課長 治山課のほうから少し。

ご案内かと思いますが、要は、被害が出るということは、逆に言うと、保全対象から見て、どういうふうにするかという、そういう見方もあるかと思っております。全体に森林の被害が全く出ないようにするような山づくりというのは、当然あるかと思うんですけども、なかなか今の状況だとそういうことは難しいと思っておりますので、逆に言うと、保全対象から見て、国民の生命・財産に対しての被害を減らせると。そういう観点から言いますと、危険地区の把握をもうちょっとしっかりやるとか、あらかじめソフト対策を進めるとか、ご案内のとおり、流木対策の際には、流木捕捉式治山ダムという、いわゆる土石流対応型の治山ダムを治山の中でももっと積極的に造っていくとか、そのような形のアプローチも治山の側からはしておりますので、ちょっと多面的にそういうふうにはやっていくしかないの

かなというふうに我々として思っているところでございます。まさにご指摘のとおりでございますので、引き続き、河川局等の動向も見ながら、我々としてもできる限りのことをやっていきたいと考えているところでございます。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

今のご指摘、大事な部分でもあると思いますので、ご検討のほう、よろしく願いいたします。

ほかの――塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 ありがとうございます。

私も、14ページの3の森林保全の動向の中の(2)の治山対策の展開や次のページの(4)の森林被害対策の推進については非常に関心の高い分野でございます。トピックス5では、台風第15号・第19号による森林被害や山地災害の対応について取り上げていますが、この第二章の中で、詳しくより分かりやすく記載いただければと思います。また、14ページの(2)の二つ目に、先ほどもご紹介のありました学識経験者による緊急調査の実施についての記載がございますけれど、白書が発行される時期に緊急調査の結果がどの程度明らかになっているかというところもあろうかと思いますが、可能な範囲で丁寧にわかりやすく記載をいただければと思います。災害に対する国民の関心は高く森林整備の重要性に対する理解がより進むのではないかと思います。

○立花部会長 担当から何かございますか。

○大政治山課長 今の緊急調査のところは、コラムみたいな形で載せたいかと担当としては思っておりますので、またそこは白書の担当と調整させていただきたいと思います。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

今の点については、各所の大学の演習林でもかなり大きな被害が出ていまして、それぞれの演習林でさまざまな取り組みをされていると聞いておりますので、そのあたりも少し情報を集めていただきながら、まとめていただければいいと思いました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。第Ⅲ章、林業と山村の章となりますけれども、ここについてご意見、ご質問等、お願いいたします。

よろしいですか。塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員

18ページの(4) 林業経営の効率化に向けた取組の施業の集約化等の項目で林地台帳制度に

ついでに記述と、林地台帳そのものをわかりやすく説明されたいという意図で右上に林地台帳の地図と記載事項を掲載されていますが、私のような行政担当者には、この内容でわかりませんが、高校生や大学生が見て分かるかという点では、もう少し工夫する必要があると思います。林地台帳は、森林施業を行ううえで重要ですしわかりやすい内容にという視点を入れていただければと思います。

同じページの左下の効率的な作業システムの普及の中で、林道や林業専用道、森林作業道という記載がございます。これにつきましても用語の説明はつけられると思いますが、先ほどお話ししました分かりやすい内容にこの視点でそれぞれがどういうもので、どのような組み合わせで路網整備が進められているかなどについて、一般の方がイメージしやすいような工夫をお願いいたします。今回ご提示いただいた内容は、骨子の段階だと思しますのでそういった視点で編成作業を進めていただければと思います。

○立花部会長 事務局から現在のその辺をお聞かせください。

○河南企画課長 今、林地台帳のところと林道とか作業道のところを例にお話をいただきましたけれども、これは、ここだけじゃなくて、全編にかかわる話として、余り詳しくない人が見てもすぐに理解いただけるような工夫を、全編にわたってやっていくというご趣旨だと思います。本当にそのとおりだと思いますので、丁寧な記述、丁寧な図表を心がけて、編集に当たっていきたく存じます。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私から1つ。この主伐、皆伐と苗木生産との関係、再生林の関係なんですけども、これだけの乖離があるものをどうやって埋めていくかというあたりは、どのような形でまとめて書かれていくような予定でしょうか。

○河南企画課長 例年、白書においては、こういう状態になっていますということをご紹介するというような感じに、特に通常章のところではなっていたというのが、まずファクトとしてのご紹介であります。これをどういうふうに埋めていくかということにつきましては、まさに林業政策全体にかかわってくるようなところかと思しますので、なかなか簡単に処方箋が描けるものではないのじゃないかなというのが、正直なところでございますが、私どもの基本的な認識、共有されていると思うんですが。

また、森林・林業基本計画の策定作業が来年から本格的に始まるという時期にもなってきておりますし、再生林についてのこういう現状をベースにして、どういう施策を体系的に打って

いかなければいけないかということも、そこでの大きな論点の一つになり得るものじゃないかと個人的には思っておりますが、当面見て、白書の中でそれを包括的に処方箋が描けるところまで行けるかという、なかなかちょっと届かないんじゃないかなというのが、今の正直な感想でございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

本当に持続的な森林経営、持続可能な森林経営という意味でも、このあたりは一つ大事ななと思っっているものですから、お聞きした次第です。

ほかいかがでしょうか。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 特集のほうで、安全、労働の話が出ていると思うんですけど、昨年もちっと非常に印象深いというか、すごく勉強させていただいたんですけど、重災とか安全の死亡事故、その辺の記述というのは今年も、私はすべきだと思うんですけど、それはどこか入るんでしょうか。

○立花部会長 回答お願いいたします。

○河南企画課長 17ページの一番下のところでちょっと触れておりますけれども、他産業との比較といったものも含めて、また記述をさせていただければと思っております。

○丸川委員 わかりました。ありがとうございます。

○立花部会長 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、現段階でないようであれば、次に進みたいと思います。

次は、第IV章、木材産業と木材利用ですね。ここは昨年までと違って、構成を入れかえた部分があるという、先ほどのご説明でした。そのことも含めて、皆様からご意見、ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 構成の変更については、見やすさはどうかなというところは、ちょっとまだイメージはついてないんですけども、この木材産業というか、木材利用のところの中で、トピックスの2番でも触れられておりますが、新しいマーケットとしての非住宅・中高層というところを取り上げていただいております、大変これはうれしいところでございますが、この木材産業の章の中においても、建築分野における木材利用というふうなことでまた取り上げていただいておりますが、最近どんどん中高層、また、中低層というんでしょうか、そういった分野

も事例が多分出てきているかと思しますので、ご紹介する意味でも、高層以外のところもちょっとふんだんに写真等でご紹介いただければ、うれしいかなと思っております。ご検討いただければと思います。

○立花部会長 事務局、お願いいたします。

○河南企画課長 すそ野を広げていくという観点からも、今、委員からありましたことを踏まえまして、できるだけご紹介していけるように、関係課と相談しながら進めてまいりたいと思います。

○立花部会長 そのほかいかがでしょうか。

村松委員、お願いいたします。

○村松委員 森林環境税のところではよかったですけど、この森林環境税、今できたばかりで、少し紙面を割いて、始まって、まだ結果というのが出るという状況じゃないんですけど、これから15年かかるわけですよね、一つの600億が配られるまでに。その間に、いろんな事例紹介とか、何かを重ねていただく中で、今年初めて配られて、すごく金額が大きいところもあれば、小さいところもある。林地面積、人口、3つの要素はあるわけですけど、すごく小さいところもあって、そういうときに、元気のあるところは、いろいろこういうところに紹介されるような事例として出てくるんだと思うんですけど、小っちゃいところがとりあえず基金に積んどくというような数字は、林業関係者の中ではそういう数字って幾つか出てくるんですけど、小さいところの取り組みも、こんなことが始まっています、金額が小さくても、小さいなりの努力の中でこんなことが始まっているというようにところにも視点を当てていただいて、この制度そのものを、何か今の段階で余りに金額が小さかったりすることに対して、新聞でも取り上げて、1万円以下だとかいうようなことまで取り上げ、私、数字言うと、また取り上げられるとあれなんだけど、というようなことが出てくる。

でも、小さいところでも、小さいなりのいろんな工夫があって、始めてきていますというようなことが紹介をしていただいて、この制度を本当にいいものに育てていってもらえるような事例の紹介を、ぜひ重ねていただきたいし、ここは、始まったというところを、本当に今はまだ始まったばかりでという中で、制度の要約だけではないこともやっていただけたら、ありがたいなと思います。

それと、今、林地台帳の話出たので、林地台帳も今度の制度が始まって、この環境税等を使っていろんな取り組みが始まっています。今の状況の林地台帳というものがきちんと整理をされてスタートを切っているかというところ、なかなか問題点を感じているところというのは全国に

いっぱいあって、いろんな県でも見直しが始まって、全県一斉の見直しをすとか、いろんな取り組みが始まっています。この林地台帳を紹介されるのであれば、林地台帳のすばらしいところ、効果、それから、それをさらに効果を上げていくには、もう少しこうやっていく、ああやってもっと精度を上げていくというような取り組みを始めているところの事例も紹介する中で、この意味というのを、もっと効果を上げるような形で紹介していただけたら、ありがたいと思います。

○立花部会長　この章とは限らずに、全体的なご提案ということですが、いかがでしょうか。

○今泉森林利用課長　森林利用課長です。

森林環境譲与税の事例に関しては、まさにおっしゃるとおりだとは思っておりますが、他方、やはり始まったばかりというのはまさにそのとおりというか、その中で、譲与額が大きい小さいという部分もさることながら、大きくても、まだちょっと本格的に何をやるかというのをいろいろ検討しながらやっているところもあるし、ましてやその額が非常に小さいところは、なかなかすぐに目立ったといいますか、これをやっという取り組みはなかなか難しいという実態がある自治体も多いのは、実情としてはあるかと思っております。

ただ、いずれにしても、我々もきめ細かく事例を把握しながら、一方で、譲与額が小さくても、こんな工夫でこんなことをやっているよというのは、対外的にということだけでなく、譲与額が小さい中でどうしていったらいいんだろうって、お悩みの自治体にそういった事例をどんどん横展開といいますか、情報を提供しながら、ヒントを情報として提供していくというようなことも、引き続きやっていきたいと思っておりますし、そういった取り組みの中から事例として紹介できるものが出てくれば、随時やっていきたいなと思っております。

そうはいつでも、現段階で本当に額が小さいところで白書で紹介できるような事例が見つかって、ピックアップできるかという、なかなかちょっと難しいというのが現状ではございます。

○箕輪主席森林計画官　計画課でございます。

林地台帳のお尋ねがありましたけども、林地台帳もまさに4月から本格運用と言うことで、まず箱ができたという状況かなと思います。じゃあ、その箱の中身をしっかりと今後埋めていく、精度を高めていくということが、今後の林地台帳の取り組みになるかというふうに思います。そこで、じゃあ具体的にどういう事例がというのは、個人的に知っているのは、林地台帳の情報と市役所が持っている情報を突き合わせて、精査をしているという取り組み実施している市

町村がありますので、そういうものを含めて何かご参考になるような事例が収集できれば、掲載というのも含めて考えていきたいというふうに思います。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

全体的にまだ体系立って書くような形にはできないと思うんですけども、いい事例があれば、ところどころそうしたものを織り込むような形で検討してほしいというようなご意見だったかと思います。

そのほかいかがでしょうか。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員

24ページの木材利用の動向の（２）建築分野における木材利用の３つ目の矢のところに、「建築基準の合理化が進行する中で」という記述がございますが、この中でこれまでの建築基準法の木材利用に関する合理化について整理したうえで記述いただければと思います。昨年度の基準法改正により木造３階建てが可能になり、木材を表しで利用できるようになり非住宅建築物の木造化や木質化が飛躍的に進むのではないかという関係者の期待もございまして、これまでの政府や関係者の努力で基準法が合理化され、木造建築物の可能性が広がっていることを、多くの方々に知っていただきたいと思いますのでその点を整理して、わかりやすく記述いただければと思います。

○立花部会長 いかがでしょうか。

○眞城木材産業課長 建築基準等についても平成30年度白書において記述させていただいておりますけれども、いわゆる木造の建築、例えば、なかなかこれまで建てられなかった中層高層であるとか、また、低層であっても、これからそこが国産材のターゲットになるようなものであるとか、そういったものが、今ご指摘のあったように、木材を使う環境が整ったというふうなことについても、その都度、記述をさせていただいておりますけれども、これからもその条件に合った最新の情報というのを、できるだけわかりやすいような形で表現できればというふうに考えてございますので、またいろいろ検討を内部でさせていただければと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

この24ページにある上の図を、これをうまく活用しながら、今、塚本委員からご指摘があったようなことを、説明するようなことになるでしょうかね。

それでは、ちょっと時間も押してきておりますので、次に移りたいと思います。

第V章、国有林野の管理経営につきまして、ご意見、ご質問等を賜りたく思いますが、いか

がでしょうか。

基本的にここは大きな変更はないということによろしいでしょうか。

大きな変更がない章だということをございますけれども、よろしいですか。

続きまして、第VI章ですね、東日本大震災からの復興です。この章につきまして、いかがでしょうか。

よろしいですか。ここも基本的にはこれまでの内容を踏襲する形で、データをアップデートするということになるでしょうか。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 大分、被災地におりますと、いろんな復旧・復興からの明るい話題が徐々に出てきました。そういった中での木材の利用、そして国産材の利用という事例が全体的に網羅されておりますので、それで結構なんですけど、やはり復旧・復興に資するような何かトピック的な明るい事例がありましたら、ぜひこの中でも取り上げていただきますよう、ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○立花部会長 ほかいかがですか。

それでは、これで原案につきまして、全体を皆様からご審議いただきました。改めて、トピックスから第6章に至る全体を通じまして、ご意見、ご質問等があれば、ここで出させていただきますでしょうか。

先ほど、村松委員からのご意見は、まさに全体的な話になりますので、それぞれの章を執筆していく中で、盛り込めるものは事例として盛り込んでいただくということで、ご検討いただくということになりました。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今、16時45分、当初の予定の時刻になりました。5分遅れて始まりましたので、5分ぐらいオーバーするかなと思っていたんですけども、皆様からのご意見、ご質問がなければ、このあたりで本日の審議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日、第3回施策部会におきまして各委員から出された意見を踏まえて、次回の施策部会に向けて、「令和元年度森林・林業白書」の原案について、事務局で検討を進めるようお願いいたします。

それでは、ここからは事務局にお返しいたします。

○河南企画課長 改めまして、委員の皆様、今日は長時間にわたりまして、熱心にご議論いた

だきまして、恐れ入りました。ありがとうございました。

今後の予定について最後にお知らせを申し上げます。

まず、きょう最初にご議論いただきました森林組合制度についてでございますけれども、来年1月上旬を目途に、林政審議会の本審議会を開催する予定となっております。ここでまた林野庁の事務方からご説明を申し上げました後に、施策部会での各委員からのご意見を、これは立花部会長からご報告をいただくという形で進めていただく予定となっております。

それから、白書につきましては、来年3月上旬を目途に第4回の施策部会を開催したいと考えております。今日のご審議も踏まえまして、白書の本文、それから元年度の、きょうのは動向編でございますが、いわゆる白書の2部・3部のところについても、原案をごらんいただくことになろうかと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

長時間、どうもありがとうございました。

午後4時46分 閉会